

令和3年3月

美里町教育委員会定例会議事録

令和3年3月教育委員会定例会議

日 時 令和3年3月26日（金曜日）

午後1時30分開議

場 所 美里町役場南郷庁舎202大会議室

出席者 教育委員（5名）

	教 育 長	大 友 義 孝
1 番	教育長職務代理者	後 藤 眞 琴
2 番	委 員	佐 藤 キ ヨ
3 番	委 員	留 守 広 行
4 番	委 員	大 森 眞智子

欠席なし

説明員 教育委員会事務局

教育次長兼教育総務課長 兼学校教育環境整備室長	佐 藤 功太郎
教育総務課課長補佐 兼総務係長兼郷土資料館長	藤 崎 浩 司
教育総務課主事	青 山 裕 也
学校教育専門指導員	阿 部 毅
青少年教育相談員	門 脇 宏
特別支援教育専門員	伊 藤 淳
教育総務課主幹兼社会教育係長	堀 田 修 一

傍聴者 なし

議事日程

- ・ 令和3年2月教育委員会臨時会議事録の承認
- ・ 令和3年2月教育委員会定例会議事録の承認

第 1 議事録署名委員の指名

- ・ 報告

第 2 教育長報告

- 第 3 報告第 6 1 号 令和 2 年度美里町議会 3 月会議について
- 第 4 報告第 6 2 号 新型コロナウイルス感染症について
- 第 5 報告第 6 3 号 区域外就学について
- 第 6 報告第 6 4 号 いじめ防止・不登校対策及び生徒指導（2 月分）について
- 第 7 報告第 6 5 号 公立・私立中学校及び高等学校の合格状況について
- 第 8 報告第 6 6 号 基礎学力向上等について
- 第 9 報告第 6 7 号 G I G A スクール構想の進捗について
- ・ 審議事項
 - 第 1 0 議案第 2 6 号 学校医の委嘱について
 - 第 1 1 議案第 2 7 号 学校歯科医の委嘱について
 - 第 1 2 議案第 2 8 号 学校薬剤師の委嘱について
 - 第 1 3 議案第 2 9 号 美里町学校教育専門指導員の選任について
 - 第 1 4 議案第 3 0 号 美里町青少年教育専門員の選任について
 - 第 1 5 議案第 3 1 号 美里町特別支援教育専門員の選任について
 - 第 1 6 議案第 3 2 号 美里町立学校管理に関する規則の一部を改正する規則の公布について
 - 第 1 7 議案第 3 3 号 美里町奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則の公布について
- ・ 協議事項
 - 第 1 8 美里町心身障害児就学指導審議会への諮問について
 - 第 1 9 令和 3 年度美里町の教育の策定について
 - 第 2 0 職員の人事について
 - 第 2 1 美里町新中学校整備等事業について
 - 第 2 2 美里町学校給食費について
- ・ その他
 - 行事予定等について
 - 小中学校入学式及び幼稚園入園式について
 - 地震発生に伴う美里町教育委員会が所管する教育施設の被害状況について
 - 令和 3 年 4 月教育委員会臨時会の開催日について
 - 令和 3 年 4 月教育委員会定例会の開催日について
- ・ 閉会

本日の会議に付した事件

- ・ 令和3年2月教育委員会臨時会議事録の承認
- ・ 令和3年2月教育委員会定例会議事録の承認

第 1 議事録署名委員の指名

- ・ 報告

第 2 教育長報告

第 3 報告第61号 令和2年度美里町議会3月会議について

第 4 報告第62号 新型コロナウイルス感染症について

第 7 報告第65号 公立・私立中学校及び高等学校の合格状況について

第 8 報告第66号 基礎学力向上等について

第 9 報告第67号 GIGAスクール構想の進捗について

- ・ 審議事項

第10 議案第26号 学校医の委嘱について

第11 議案第27号 学校歯科医の委嘱について

第12 議案第28号 学校薬剤師の委嘱について

第13 議案第29号 美里町学校教育専門指導員の選任について

第14 議案第30号 美里町青少年教育専門員の選任について

第15 議案第31号 美里町特別支援教育専門員の選任について

第16 議案第32号 美里町学校管理に関する規則の一部を改正する規則の公布について

第17 議案第33号 美里町奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則の公布について

- ・ 協議事項

第18 美里町心身障害児就学指導審議会への諮問について

第19 令和3年度美里町の教育の策定について

第21 美里町新中学校整備等事業について

第22 美里町学校給食費について

- ・ その他

行事予定等について

小中学校入学式及び幼稚園入園式について

地震発生に伴う美里町教育委員会が所管する教育施設の被害状況について

令和3年4月教育委員会臨時会の開催日について

令和3年4月教育委員会定例会の開催日について

【以下、秘密会扱い】

・ 報告

第 5 報告第63号 区域外就学について

第 6 報告第64号 いじめ防止・不登校対策及び生徒指導（2月分）について

・ 協議事項

第20 職員の人事について

午後1時30分 開会

○教育長（大友義孝） 皆さん、こんにちは。

大分外も暖かくなってきたようです。今日は少し風が強いようでございますけれども、皆様方はお変わりありませんでしょうか。

おかげさまで、委員の参加もいただきながら、無事幼稚園の終業式、小学校の卒業式、それから中学校の卒業式、併せて終業式を終了したところでございます。

令和2年は、振り返ってみますと4月、5月、学校を休業せざるを得ない状況がございましたけれども、何とか3学期、終了できたなというふうに思っているところでございます。

この間、学校の先生方においては、2か月間子供たちに会えなかったわけでございますけれども、残る期間で指導をきちんとしていただいたなというふうに思っているところでございます。

ここ二、三日なんですが、新型コロナウイルスの感染症患者が増大している状況でございます。仙台市、そして宮城県につきましては、皆さんご存じのようにいろいろな宣言が出されている中で、仙台市においては今日からでしょうか、仙台市の公立の施設を休館するようなどころも出てきているようところでございます。

我が町にとっても、今の状況下の中で今後どうしていくべきかという部分も、昨日も実は夕方話し合っていたところでございます。場合によっては今日も招集されて、協議することになるかと思えます。

私の手元には、PCR検査を受けて、そして判定待ちというふうなところが既に7件入っております。それがどの部分を見ても小学生や中学生、幼稚園にも関わる部分の関係が出ております。今日の午前中まで報告が来た部分に関しましては、陰性反応ということでございますし、少し安堵している状況でございます。また夕方までに連絡が来ると思えます。その部分が陰性であればいいんですけれども、仮に陽性反応が出てしまうとまた少し対応が変わってくるというふうなところもございます。その際には、委員の皆様にもお知らせをさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

幸い学校のほうはお休みに入っております。今日はぐるっと見ますと部活動、外の部活動を今日はやっているようでございました。子供たちは元気に活動している状況でございました。

そういうことで、大分心配の種は消えないわけでございますが、どうぞ本日の会議、よろしく願いいたします。

それでは、ただいまから令和3年3月教育委員会定例会を開会いたします。

本日の出席委員は、教育長を含めまして5名でありますので、委員会は成立いたしております。

なお、説明員といたしまして教育次長、教育総務課課長補佐、教育総務課主事、一般事項において教育委員会の学校教育専門指導員、青少年教育相談員、特別支援教育専門員が出席させていただいておりますので、後ほど説明等もすることになります。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、本日の会議を行います。

まず、令和3年2月の教育委員会臨時会と定例会の会議録の承認でございますが、ちょっと長い会議時間でしたが、お目通しをいただいたと思います。この2か件につきまして、ご承認いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

てにをはの部分もちろんあると思いますので、きちんとした形で処理をいただいて、公表していく、そういうふうにしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

日程に入る前に、本日の会議でございますが、傍聴人を規制させていただきました。コロナウイルスの対応ということで、本日の会議は傍聴なしということにさせていただいておりますことをご理解いただきたいと思います。

それでは、日程に入ります。

日程 第1 議事録署名委員の指名

○教育長（大友義孝） 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、美里町教育委員会会議規則第22条第3項の規定によりまして、教育長が指名をさせていただきます。

3番留守委員にお願いいたします。

○委員（留守広行） はい。

○教育長（大友義孝） 4番大森委員にお願いいたします。

○委員（大森真智子） はい。

○教育長（大友義孝） どうぞよろしくお願いいたします。

報告事項

日程 第2 教育長報告

○教育長（大友義孝） それでは、報告事項に入ります。

日程第2、教育長報告でございます。

委員の皆様方のお手元にお届けさせていただきました。

主な報告事項としましては、4か件ございます。

1つ目は、美里町議会3月会議の部分について、それから新型コロナウイルス感染症患者の発生状況について、3つ目が令和3年3月20日発生の地震被害状況について、こちらの部分に関しましては後ほど教育次長から報告をさせていただきたいと思っております。

(4)の職員人事異動でございます。人事異動に関わる一般の町の職員と、それから教職員の人事の部分につきまして、資料を添付させていただいております。この部分につきまして、後ほど協議というところで、併せて報告と協議という部分を兼ね合わせてお話をさせていただければと考えております。よろしくお願いいたします。

次に、2点目、大きな行事、会議等については、別紙のとおり開催をしておりますが、やはり新型コロナウイルス感染症の関係でいろんな会議が中止になったりしておりますので、通常時とはちょっと違うということをご理解いただきたいなというふうに思います。

それでは、この教育長報告に対しまして、ご質問、ご意見を頂戴したいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○各委員 「なし」の声あり

○教育長（大友義孝） よろしいですか。では、途中でも構いませんので、どうぞ気づいたときにおっしゃっていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

それでは、次に移ります。

日程 第3 報告第61号 令和2年度美里町議会3月会議について

○教育長（大友義孝） 日程第3、報告第61号 令和2年度美里町議会3月会議について報告

をさせていただきます。

では、教育次長、お願いいたします。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） 皆様、お疲れさまでございます。

それでは、私のほうから説明をさせていただきたいと思います。

資料は報告第61号 令和2年度美里町議会3月会議についてという表紙のものをご覧いただければと思っております。

恐縮ですが、座って説明をさせていただきます。

1枚めくっていただきまして、下のほうにページ数を手書きで振っておりますけれども、3月2日から3月22日までということで、議会が開催されているところでございます。

まず初めに一般質問から入りまして、その後議案の審議ということでございまして、最後に令和3年度の予算関係の審議を大分しっかりとやってということで、最終的に議案につきましては全て原案どおり可決いただいたというようなところでございます。

3ページから、それぞれの日にちの議事日程を書いているものでございまして、まずは会期の決定から始まりまして、一般質問、各種議案、あと同意という流れで、こういうような内容について審議をいただいているということでございます。

令和3年度の予算につきましては、予算を審査するための特別委員会が設置され、まずその委員会でご審議いただくという内容になってございまして、その委員会で協議したものを最終的には本会議にかけてという形で進めているというところでございます。

15ページになりますが、令和2年度美里町議会3月会議の一般質問ということで、前回の質問についてはお配りさせていただいておりますが、ここにあるような順番で一般質問があったということでございまして、お目通しいただいたと思うのですが、その質問に対する回答、どのような回答をしたかというところをおつけしているというようなところでございます。これは関係するところだけおつけさせていただいております。

まず、前原議員からはPFIに関するご質問ということで、基本的には町長部局のほうで中心に答えていただいておりますというようなところでございまして、今後のスケジュールを含めてどうだというようなところでご質問をいただいているところでございます。

あと、佐野議員からも質問をいただいております、これも担当は建設課と。手書きで18ページと書いておりますけれども、建設課のほうでこの関係についても答えていただいております、佐野議員のほうからはやはり大分遅れているのではないかと、大丈夫かというような

ところのご質問をいただいているというところでございまして、あと教育委員会に関する部分ということで、22ページですね、これは教育長のほうが答弁いただいておりますけれども、まずは30人未満学級ですね、あとは少人数指導の導入について、どのようになっているんだというところでお話をいただいております、まずは今後検討を進めていくというようなお答えをしているというところでございます。

あともう一つが、地域に開かれた学校運営と多様な地域人材の活用、これはどのようになっているんだと。これにつきましても、詳細な検討はまだ行っていないので、今後行っていきますというようなところと。

その次が、新中学校開校準備委員会の設置状況はどうなっているんだというようなところでございますが、これも新型コロナウイルスの影響でまだ設置には至っていないということで、今後その状況を注視しながら、早く設置をしまいたいというようなことでお答えしているというところでございます。

続きまして、福田議員からは、中学校の給食調理施設の運営についてということで、今回中学校の調理業務を民間に委託するというところでございまして、その理由はどういうことだということでございまして、これは町の委託化計画、あとは正規職員の減少に伴って順次やっていくんだと。これは前も福田議員から質問をいただいたときに答弁しているのですが、同じような形で答弁をさせていただいているというようなところと、あとは南郷給食センターの業務の委託化、残食が多いんだけれどもというようなところがございまして、これにつきましては調理の部分で残食が出ているのではなくて、献立とかそういうものに応じて残食が多い日、少ない日がございますので、委託化によったものではないというようなご回答をしているところでございます。

あと、福田議員から、26ページでございますけれども、コロナの関係でやはり35人学級というところが出てきておりますので、美里町として今後どのように取り組んでいくんだと、来年度どういう取組をするんだというようなところの質問を受けておまして、現在の段階では美里町として特に変わった対応というものではなく、やはり宮城県の運用に沿って学級編成が進められていくというようなご回答をしているところでございます。

あとは、少人数での学級編制を行うべきではないかと。それも国で段階的にやっていくというところになっているのですが、やはり美里町独自でも取り組んでいく必要があるのではないかとというようなところでございますが、やはり国、県の動向に合わせて進めていくというのが現実的なところだということで、国、県に対して要望をしっかりとやってまいりたいというこ

とでお答えしているところでございます。

あと、29ページでございますけれども、平吹議員の質問につきましては、新中学校開校準備委員会の内容はということで、ここに概要を記載しておりますけれども、このようなことを検討していくんだということで、お答えしているというところでございます。

あとは30ページでございますけれども、鈴木議員からはE S D教育についてということでご質問をいただいております、E S D、持続可能な開発のための教育とはという質問、あとはユネスコスクールとはという質問、あとは新中学校をユネスコスクールに加盟させたいということで進めておりますけれども、その取組をどうやってやっていくんだというようなところであります、このように回答、ちょっと長い回答なんかもございますけれども、お答えしているというようなところでございます。

あと、手島議員ですね、34ページでございますけれども、学校給食の提供というところでございます、栄養価の充足の関係ですね、食材の上昇によって栄養価を確保することが困難になっていて、今後どのように確実にやっていくんだとか、もろもろのご質問をいただいております、恐縮ですがこの中に書いてあるような回答をしているというようなところでございます。

あとは、37ページで、社会教育についてということで社会教育に対する質問。あとは、新中学校に対する質問ということで大きく3項目ございまして、それぞれにお答えしているというようなところでございます。

あと、42ページでございますけれども、村松議員に対しましては、まずはP F Iの関係ですね、これは建設課のほうから回答させていただいております、43ページになりますけれども、教育委員会からは令和7年開校のときの人数、あとは将来生徒が減ると、そういう中で現在の計画のままでいいのかというような質問をいただいているということでございます。

それと、45ページでございますが、連合審査というものもございまして、分科会が2つに分かれてございまして、自分が所属していない分科会の審査の部分に対して質問ができるというところでございます、教育委員会のほうに対しましては山岸議員から教育用パソコンの借り上げの部分について質問をいただいております。あと、鈴木議員からは感染症対策の関係で小学校、中学校ということでいただいております、さらには48ページでございますけれども、中学校の給食事業の委託料の関係、49ページ、これも運営委託料の関係ということで、このような質問をいただいております、回答しているというところでございます。

50ページからでございますけれども、これはそれぞれの分科会で審査した結果を報告した

ものでございまして、53ページでございます、教育委員会に係る部分ですね、教育、民生分科会の報告ということで、こちらに書いているような内容でございますけれども、教育委員会に関わる部分は一番下の4、教育費についてということで、「中学校給食委託事業については万全を期されたい」ということで、委託化するに当たってしっかりと進めてほしいというご意見です。

あとは、54ページでいじめ、不登校に対する意見として、中学校でSNSによるいじめ等が出ていますので、そういう部分は注視して行ってほしいというところと、あと学校の水道について、今蛇口になっておりますが、自動センサー付きのものに変えてほしいと、これは強く要望するというようなご意見をいただいているというようなところでございます。

ちょっと雑駁になってしまいましたが、以上というところでございます。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

委員の皆さん、既にご承知いただいていると思いますが、この中で分からない点がもしあったらこの場でいただきたいと思います。はい、後藤委員、どうぞ。

○委員（後藤眞琴） ちょっと言葉で気になることがあるので、福田議員さんの質問で、少人数指導となっているんですけど、中学校の再編について議論してきた中で、新しい中学校では30人未満学級をつくるんだと。それに少人数教育を徹底していくんだという話をずっと進めてきたと。その場合の少人数教育というのは、30人未満学級、一番多くて29人ですね。それを3つのグループに分けて、少人数指導をしていくんだと。その3つというのは、最初は基礎学力がついていない子供、基礎学力、例えば小学5年生の算数がその子は小学3年生までしか理解できない、そういうグループ。それから、2番目のグループは基礎学力はついているんだけど応用力がないんだと、そういうグループ。それからもう一つ、これは基礎学力もついていて応用力もあると、そういうグループに分けて、特に基礎学力がないグループ、これは担任の先生に指導してもらおう。次の応用力がない生徒は、今補助員ですか、あの先生にご指導していただく。そして基礎学力も応用力もついている子供はほとんど指導しなくてもいいと。課題を与えておけばできて、その中で分からないところを担任の先生なり、あるいは教員補助の方が指導していく、そういうことに重点を置いていきたいと思いますというように意味で、少人数指導というのを使ってきているんです。

それで、前に、これはどなたかの議員からか忘れちゃいましたけれど、そういうことを小学校から、今できるだけ早く始めたらいいのではないかというような、30人未満学級も、それから少人数指導もというお話があって、一度か二度、教育委員会で話し合ったこともあるんで

す。どこかやれるところからやろうか、全部一斉にやろうかとかという話、そういう話も一度か二度したことがあるということで、言葉の定義、今お話ししましたような少人数指導というのはそういう意味で教育委員会では使ってきたということです。

それで、次の質問はどういうふうなものだったでしょうか。再質問ですね。

○教育長（大友義孝） 再質問の内容ですね。

○委員（後藤眞琴） ええ。

○教育長（大友義孝） これは特にはないです。まだ検討していないということで答えているので。

○委員（後藤眞琴） 全然なくて。

○教育長（大友義孝） そうですね。

今後藤委員が言われたような教育委員会での議論というのは当然あったと思いますし、今言われるようにできるところから始めていいんじゃないかという、これはもっともなお話だと思います。ただ、この場では具体的な検討という部分については詳細の検討はまだ行っていないということで、検討は行っていないけれども検討する機関はどこなのかということですね。教育委員会ではもちろんやってきている部分もあるんですが、教師の配置先といいますか充てる先は県教委、こちらはいいです。オープンではまだやっていないわけですがけれども、実際は教育事務所と色々なやり取りはさせていただいておりました。ただ、結論がなかなか見えないものなので。ただ、議員が聞かれていた部分については確かに趣旨的な部分では分かるというわけなので、それにしっかりと応えていかなくてはならない、どこまで協議が進むのかということに、多分1回出して、また聞いてこられると思いますので、進捗はさせていきたいというふうに思っております。

○委員（後藤眞琴） 30人未満学級は、中学校での約束の形にしてしなきゃならないと思っています。これから実現に向けていろいろかなり苦労しなきゃならないんだろうと。

○教育長（大友義孝） 後藤委員がおっしゃられるように、教育委員会でも相当苦労は出てくると思います。例えば中学校で導入するとなれば、どの教科をどういうふうな内容でどこまでやるって変えていきますし、もちろん県教委として先生の配置がかなわない場合は、町単独の財政支援ということも必要になってくると。そうしたことをしっかり煮詰めていかないと、教育委員会の裁量でやるべきことだと思いますので、今後委員の皆さんといろいろ協議していかねばならない部分だというふうに思っています。

よろしいですか。

○委員（後藤眞琴） はい。

○教育長（大友義孝） そのほか何か委員の皆さんから、一般質問についての部分でございますけれど、特段ございませんか。はい。

○委員（留守広行） すみません、時間のないところ。

最後に水道の自動センサー化の強い要望が議会のほうから寄せられたようでございますけれども、令和3年の着手の見込みといたしますか、そういうのはあるのでしょうか。

○教育長（大友義孝） どうですか。教育次長。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） これは以前柳田議員からの一般質問でも出ていることございまして、教育委員会の中で整理をしてということでお話をしていることございまして、ただそれについてはちょっとこちらのほうからご提示できていないので、当然導入すると更新する維持管理費とかもろもろが入ってきますので、その辺を踏まえて検討していかなければならないということですので、ちょっと整理をした上で、ご提案というかご協議いただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員（留守広行） 分かりました。

○教育長（大友義孝） 留守委員の心配な点ですね、ごもっともだと思います。今、蛇口には手をつけないと水が出ないので、それが手を触れなくても水が出るという、自動センサーですね、これが議員からも提案があつて、ところが1か所10万円とかするし、それから蛇口の個数もかなりの数になります。最近出回っているのが7,000円か8,000円ぐらいのものが出てきているようなんですが、通信販売なんかであるので、私も探ってはいるんですけど、壊れやすいような状況でもあるようです。壊れやすいってどのぐらいの対応、反応なのかもちょっと存じ上げないので、先ほど教育次長が申し上げたようにしっかりと調査をして、必要な箇所にはやはり設置することが望ましいだろうというふうに思いますので、調整させていただきたいというふうに思います。

高いんですね、機械そのものが。そして、当時調べたときには、なかなか製品入手が困難だということもお伺いしたんですね。そういったことも含めて、検討させていただきたいというふうに思います。

よろしいでしょうか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） それでは、報告第61号の美里町議会3月会議については以上で終了させていただきます。

日程 第4 報告第62号 新型コロナウイルス感染症について

○教育長（大友義孝） それでは、日程第4、報告第62号 新型コロナウイルス感染症について、報告をいただきます。

教育次長、お願いします。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） それでは、説明させていただきます。

資料の用意はしていないのですが、状況をお話しさせていただきたいと思います。

○教育長（大友義孝） 教育長報告の資料にはある。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） これはご覧いただいたと思いますので、私のほうからは3月以降の状況についてご報告をさせていただきたいというふうに思っております。

まず、やはり大分感染が拡大しているということもありまして、3月に入ってからPCR検査を受けたという報告があるのが児童4人、生徒3人、児童生徒合わせて7人ですね。あとは、家族の方、もしくは職場の方、そういう方を含めて10人ということで、全体でいいますと17人ほどPCR検査を受けたという情報をいただいておりますということでもございまして、ほとんどは陽性ではなくて陰性であったということでもございますが、つい先日、小学校で1人、中学校で1人ということで陽性者が発生したということでもございますが、発症の基準となる日が休みの日であると、3月20日であるということでもございまして、学校については消毒等々の対応は特段要らないということでもございまして、小学校につきましてはPCR検査、濃厚接触者に該当する者はいないということでもございまして、中学校につきましては20日に部活動をしていたというようなことがございまして、その部活動で該当する生徒ですね、7名と。あとは先生1人ということで8名。あとは、プリントを自宅に届けに行ってくれた生徒がいるということで、22日と23日、それぞれ違う子供が届けたみたいなのですが、濃厚接触者ではないのですが、接触者というんですかね、そういう取扱いで、全体で10人のPCR検査をやるということで、本日検査を午前中やりまして、その結果が出次第、全て陰性であればいいのですが、陽性であった場合はその後の対応が出てくるというようなことでもございまして、現時点ではこの部分の対応が考えられるのかなというふうに考えているところでございます。

簡単ではございますが、以上でございます。

○教育長（大友義孝） ただいまの報告について、何かご質問ございますか。もうちょっと掘り下げて聞きたいということになれば、秘密会にしてやることも問わないのではないかなと思いますが、いかがですか。よろしいですか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） それでは、報告第62号については報告済みということにさせていただきます。

○教育長（大友義孝） 次の日程第5の区域外就学と日程第6のいじめ防止関係については、秘密会というふうにさせていただければと考えておりました。秘密会という形でよろしいでしょうか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。
それでは、ただいまから秘密会に参ります。

日程 第7 報告第65号 公立・私立中学校及び高等学校の合格状況について

○教育長（大友義孝） 日程第7、報告第65号 公立・私立中学校及び高等学校の合格状況について、報告をさせていただきます。

阿部先生、お願いします。

○学校教育専門指導員（阿部 毅） よろしく願いいたします。

事前にご提示した資料のほう、報告第66号と一緒にになってしまいまして、大変申し訳ございません。

それでは、公立・私立中学校及び高等学校の合格状況についてということで、中学校の合格状況については前回お示ししたとおりですので、今回は割愛させていただきます。

高等学校の合格・入学の最終報告になりますが、事前にお渡しした資料で黄色く色をつけたほうでは、残念ながら公立の受験に失敗してしまったということで、2次募集をそれぞれ受けております。

小牛田中学校では、総合学科を受験した男子が不合格となってしまいましたので、2次募集で小牛田農林の土木のほうに合格しております。

それから、不動堂中学校では、小牛田農林の総合学科を受験した女子が、2次募集で涌谷高校を受験して、涌谷高校のほうに入学が決定しております。

同じく不動堂中学校、古川工業の機械科を受験した男子1名は、古川学園のほうに入学が決定いたしました。

それから、松山高校普通科を受験した不動堂中学校の男子1名は、2次募集で田尻さくらのI部のほうに入学が決定いたしました。

それから、南郷中学校につきましては、公立高校は全て合格ということの報告でしたが、支援学校の女川高等学園を受験して不合格となってしまいました。石巻支援学校の2次募集で入学が決定したということでございます。

なお、多賀城の災害科学を受験しようとしていた生徒につきましては、一関高専に合格したということで辞退をしたということでございます。

本日の最終進学先というものが、その表した数字となっております。

裏のほうは私立の状況になっておりまして、卒業生は3校合わせて全部で189名なんです。国公立に165名、私立に24名、一番右の下の角のほうの数字になります。ということで、全員入学先が決定したという状況でございます。

以上でございます。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

受験した全員、進学先が決まったということでございます。質問はありますか。

○各委員 「なし」の声あり

○教育長（大友義孝） では、報告第65号の合格状況について報告をさせていただきました。

日程 第8 報告第66号 基礎学力向上等について

○教育長（大友義孝） 次に、日程第8、報告第66号 基礎学力向上等について報告を申し上げます。

阿部先生、お願いします。

○学校教育専門指導員（阿部 毅） まず、項目の1番、「美里町の教育」につきましては、誤ってこちらに載せてしまいましたが、協議事項ということになりますので、省かせていただきます。

2つ目の学習・生活習慣調査（資料2）になりますが、1月分の結果と年間の考察となります。

まず、最初の部分の資料の中に年間の考察ということで記載させていただいておりますが、小学校のほうでは学校以外での学習時間につきましては年間を通して向上の傾向が見られていたということです。ただ、目標の数値をしっかりと達成するためには、個々の学習への取組の差というがあるので、そこを平均化するとか、底上げをしていかなければならないということは各学校で考えられています。

なお、家庭学習の方法につきましては、やっぱりより具体例を挙げながら指導をできるようにして、どんなふうに家庭学習を進めていくかというのを学校のほうから子供たちに改めて指導していく必要があるということが言えます。

2つ目の学習内容ですが、さっきも申し上げましたように宿題の提出率について100%という目標を達成するには、やはり一部の子供たちへの個別指導というのが必要な状況でございます。ですので、かなり学校でも努力はしているんですが、なかなか100%というのは達成が難しい状況があるということでございます。

また、宿題を全く出せていない児童というのがいるということで、その子供はやっぱりスマホとかゲームなどに夢中になっている状況が見られるということです。この調査を利用しながら、個々の実態をしっかりと把握して、根気強く継続指導をしていく必要があるというふうに思います。

睡眠時間、それから朝食摂取率については、大変良好な状況でございます。

5つ目の小学校のノーテレビ・ノーゲームデーの実施につきましては、やはり意図的に学校からのいわゆる指導とか、家庭への啓発というのがあると、その実施率といいますか取組率が向上しているということでございます。なかなか目標数値まで行っていないんですが、根気強く、今後もメディアの持つリスクという部分も併せて家庭に伝えながら、続けていかなければならないと思います。

あわせて、積極的な指導としては、読書という部分にもっと目を向けさせていく必要があるかと思っておりますので、読書時間と家族との会話とか、そういった部分の調査などもしながら、実態をしっかりと捉えていく必要があるというふうに思います。

中学校では、一概になかなか学習が定着するというのは、やっぱり小さい頃からの習慣というのが大きいという部分が挙げられているようでございます。プラス、中学生は受験時期になれば自ずと勉強するというふうなこともありますので、早い時期から将来の目標というのを明

確にさせながら、その達成に向けた努力という部分をしっかりと論していくということが必要になるのではないかとこのように感じたところでございます。それは睡眠時間等にも影響する部分でございます。

それから、朝食の摂取率については、やはり中学生の欠食習慣の固定化というのが現実にあるようでございます。

あと、最後のノースマホ・ノーゲームデーということに関しましては、既に中学生は70%を超えるような所持率になっておりますので、スマホは毎日利用するものというふうな感覚なので、一緒にこれを実施しますと非常に低くなってしまおうという現状があります。スマホの利用はまた別にやはりしっかりとしていかなければならないんですが、この調査の在り方について、やり方についても少し再考が必要かなというふうに感じております。

以上が学習・生活習慣調査の考察となります。

続きまして、3つ目の各評価関係に入ります。

1つ目は「学校教育の重点努力事項」と、それから学校教育力アップの総括ということでございますが、両方に言えることはやはりコロナ禍ということで、どの学校も十分な教育活動が実施できなかった状況であったということなので、学校によってはC評価、あるいは実施できず、評価できない状況だというふうな形で報告が上がっております。

また、2つ目として、双方の強化項目の様子に表れているところですが、今回はなおさら幼・小・中の連携という部分が未実施だったり、できないという状況が続いたということでございます。ここは年々力を入れていきたいというふうな部分があったんですが、非常に残念な状況でございます。これを次年度、コロナ禍の中でどんなふうに設定できるかというところが学校の課題になっていくかというふうに思います。

それから、次年度の評価の観点についてもお示ししておりますが、それは今年度のものをベースにして、今後策定される第2期美里町教育振興計画で示されている項目、文言を一部追加しているところです。それらを盛り込みながら、設定をしていければなというふうに思っているところでございます。そちらは重点努力事項の中にも盛り込んでおりますし、それから学校教育力アップの具体的事項のほうでは、特に黄色に着色した部分というのは今後学習・生活習慣調査等、学校に対する定期的な調査として行っていきたいと考える部分でございます。特に「学びに向かう望ましい習慣づくり」ということにつきましては、先ほど申しましたように読書の奨励を追加しているところです。また、全体的に一部目標値を変更しているところです。

それから、学力向上のための取組では、県で示している「5つの提言」についての意識向上

と「対話的な学習活動の推進」というところを重視していきたいなというふうに考えました。

加えて、「心の教育の充実」では、新しく5つ目として「行きたくなる学校づくりの推進」という部分を盛り込んで、不登校発生の未然防止に向けた町内の統一したイメージと、各校における特色ある活動という部分から、子供たちが学校に行きたくなる、行きたいという思いを高められるような、そういった取組を促していくようにしていきたいと考えました。

なお、資料全体で青色に着色した部分については、町内の学力向上委員会等で今後その在り方を再検討してまいりたいというふうに思いました。目標数値は大事なんですけど、それに至るにはどういったことが必要なのかというところを、これも町内で統一した形で設定しながら、今後中学校も統合というのがありますので、学習面、生活面の両面において、町内でどんな中学生に育てたいのかというのを、小学校の段階から共有していけるように進めていく必要があるのではないかというふうに感じます。

5つ目の令和3年度の月別行事予定、現時点のものでございますが、未定、検討中を除いてはほぼ決定しているものでありますが、本日、不動堂小学校から修学旅行が9月7日・8日から9月14日・15日に変更したという報告がありまして、最終版は追って正式にお出ししたいと思っております。

最後に、「5つの提言」については、前回、町内の先生方の意識について問うてみたいというふうな委員からのご意見がございましたので、資料で事前にお示ししたような調査を行いました。結果を本日出させていただいたわけなんですけれども、やはり乖離というものは町内においてもあるというふうに思います。そこはどこかというところ、「積極的な声かけ、励まし」という部分は、先生方は9割方行っていると思っているようですが、現実に子供たちの受け止め方はそれほどでもないということ。それから、3番目の項目にある「よいところを認めてくれているか」ということについても同様でございます。

関連としまして、10番目の「行きたくなる学校（学級）づくりに努力していますか」という項目と、11番目に日常的な取組を記述していただきました。残念ながら11番の記述は、全体で先生方117名なんですけど、25%が無回答だったんです。忙しいというところでもなかなか書けなかったのかなというところもあるんですけど、でも内容を見ても、会話とか観察などという基本的なことはもちろん大切なんですけれども、もう少し教師の専門性を自覚した取組が書かれてほしいなというふうに感じました。書かれている内容は幾らか専門的な部分はあるんですけど、もっと日常的に意識して、子供たちに継続して投げかけるような、そういう意識した取組を行っていく必要が、やはりもっともっと出てきてほしいなと思っております。

これとともに、「当てはまる」という割合がちょっと低いので、意識していれば「当てはまる」がもっと多くなるはずなんですけど、やや当てはまる、何となく当てはまるというような感じなので、ちょっとまだ弱いかなと思います。その辺りがこの乖離を生んでいる要素なのかなというふうに感じました。

あと、授業づくりにつきましても、子供たちの意識の中には振り返りをさせてもらっているというような意識がなかったですね。ノート指導についての充実というものがなかったというふうにもなりますので、この辺りも今後の学力向上の取組のテーマ、課題として必要なものというふうに感じました。

以上が報告でございます。

○教育長（大友義孝） 報告と協議が一緒になっているところも若干あるんですね。どうしようかな、分けて考えるのも……。

今まとめていただいた中で、一つは「美里町の教育」という部分で、これは協議事項でこれから協議していただくことにしたいと思います。

それからもう1点、「学校教育の重点努力事項」の点検評価、これはあくまでも案ということなので、こちらについても協議事項には入るんだとは思うんですね。報告をいただいた上で協議ということなので、一緒になってしまうところがあるんでしょうね。これをどうしましょうか。

まず、報告は報告として、今阿部先生からいただいた部分に対してこの場はご質問、それからご意見を頂戴して、これからどうするかという部分については協議の部分でさせていただきたいと思うんですけど、そういうやり方でどうでしょう。一緒にやりますか、協議も。どちらも関連性があるのでね。ただ、「美里町の教育」について、これは後でいいですよ。では、今報告をいただいたものと「学校教育の重点努力事項」の部分、こちらは一緒にご意見を頂戴して、整理をしたいと思います。

今いただいた資料を順番で見ますと、確認していきたいんですけども、いいですか。

1つ目は令和2年度の学習・生活習慣調査、まず1月分の報告があったわけですね。そして、1月と町内全体の傾向に関するまとめというのがそれに今度はくっついてくるわけですね。そして、「学校教育の重点努力事項」の点検評価、これは全体、小中学校9校分あると。そして幼稚園関係、3園の部分があったと。それから、学校教育力アップの具体的事項、最終評価ですね、これは小学校と中学校のそれぞれ学校別の評価事項があります。そして、主な行事予定ということになると思います。さらに、「5つの提言」に関する意識調査については現在集計中と

いうことですね。

以上の項目であります、委員の皆さんからどうぞ忌憚のないご意見を頂戴したいと思います。いかがですか。はい、後藤委員、どうぞ。

○委員（後藤眞琴） すみません、たくさんありますので、適当なところで区切ってやっていたかと分かるのかなと思います。

○教育長（大友義孝） はい、分かりました。

では、まずは生活習慣のほう、行きますか。1番目の学習・生活習慣調査について、まずご意見を伺いたいと思います。いかがでしょうか。はい、後藤委員、どうぞ。

○委員（後藤眞琴） 中学校の2枚目の下のほうで、考察というところのキャリア教育のところ。そこに、（*中学校における調査内容の改善が必要である。）とあるんですけど、これは後のほうの美里町「学校教育の重点努力事項」の点検・評価（小学校・中学校用）案、3となっているところです。そこにある2番目の「豊かな心を育てるための教育活動の推進」というところの「(10)自分の将来について考えるためのキャリア教育の充実が図れましたか」と、これが「調査内容の改善が必要である」、改善したところというふうに理解してよろしいのでしょうか。

○学校教育専門指導員（阿部 毅） はい。追加をしていたものでございます。これはなかったのですが、追加したものです。

○委員（後藤眞琴） これは後のほうに、確かにこういうふうにあったほうが分かりやすいですよ。どうもありがとうございます。

○教育長（大友義孝） いかがですか、委員の皆さん。生活習慣の部分。

報告の中で、目標数値を上げてもいいんじゃないかということもあるわけですよ。実態に即して調整していこうということも検討しているわけですが。はい、後藤委員、どうぞ。

○委員（後藤眞琴） 中学校の部分です。どれだけ勉強時間をかけているかというところの2番目の「学校以外での学習内容別実施率」、これは小牛田中学校の場合、前もそうだったかちょっと忘れちゃいましたけど、宿題を2年生、3年生になるとかなりやってこられない方が多いみたいなんです。それで、自主学習のほうはかなりしていると。考察のところ「来年度に向けて研究部を中心に宿題の在り方等について検討していきたい」と書いてあるんですけど、前も申し上げたかと思うんですけど、易し過ぎてしないのか。自主学習をこんなにされていたら、宿題を何でしないのかなと思うんです。宿題の在り方等について検討していただければありがたいと思いますので、よろしくお願いします。

○教育長（大友義孝） どうですか。佐藤委員、いかがですか。この実態が出てくる状況は。

○委員（佐藤キヨ） ちょっと違うんですけれども、この間的时候に後藤委員がお話しした児童と教師の意識の違いとか、それがどういう現実かとかのをすごく楽しみにして来たんですけども、先生のアンケートは取ったけど、「どういふときに声をかけたらうれしかったのか」とか児童と生徒さんとかにも取れば、よりいいんじゃないかなと。それを先生方が見れば、声をかけるときの参考になると思うんですよね。そして、提言3の振り返りの活動で、例えば子供たちにどんな振り返りをしてもらおうと嬉しいかとか、ためになるかと、そういうような質問の仕方をして、書いてもらえば、回答率が、無回答が25%と違って、多くても少なくても、子供サイドの意見を聞くことができれば、すごく参考になると思うんですね、私は。

というのは、話は違うんですけれども、ずっと昔に花山合宿って宿泊訓練があつて、先生たちがリーダーになる人とくっつけるわけですよ、グループがうまくいくように。正直な話。私はそれを発表する、5年生だったので、見ていたら、いつもお荷物とか、あまり活動できてなくて、誰かにくっつけられる子が、名前を呼ばれて、ぱっと顔が曇つたので、後でその子をちょっと横に置いて、「どうして楽しくないの」って聞いたら、ある子と同じグループだからやだって。その子はずっとその子にくっつけられて、お世話されてきたんですね。それで、やっぱり誰にもプライドとか、人権とか、そういうのがあるから、それを言えない子ほどそこを尊重してあげないといけないと思うんです。それで、私はそのときから30年以上、20代後半ぐらいでそれを見たので、そのことに気をつけてずっと教師をやってきたので、やっぱり子供の意見を聞くことは大切だと思うんです。だから、この提言のところもぜひとも子供からも聞いていただきたいなと思いました。

以上です。

○教育長（大友義孝） 意見を言えない児童もいるので、児童サイドの意見なんかも聞いてみてはどうかという提言ですね。

○委員（佐藤キヨ） この提言も子供の意見を聞いて、ちょっとでも入れられたら違ってくる部分があるんじゃないかなと思います。

○教育長（大友義孝） 子供たちの調査をしているんだけど、質問事項だね、質問の中身をちょっと検討していく必要があるんだろうね。

○委員（佐藤キヨ） 先生にどんなことを聞かれたら授業でうれしいかとか、すごい簡単な質問でいいと思うんです。

○教育長（大友義孝） はい、分かりました。検討して、そういう方向づけで考えてみたいと思

います。後藤委員、どうぞ。

○委員（後藤眞琴） この前も申し上げたと思うんですけど、本当に教育というのは生徒と先生との信頼関係がなきゃ成り立たないと思うんです。その信頼関係をつくるためにはどうしたらいいのかというのを先生は真剣になって考えなきゃならないことだろうと思うんです。それで、今佐藤委員がおっしゃったように子供の意見、先生が本当に自分の見る目が間違っているかもしれないという大前提に立たないと、自分の見る目は正しいと思っていると、生徒の意見を聞かなくてもよくなっちゃうんですよね。ですから、その辺は本当に注意していただければと思います。僕は大学でずっとやってきて、まず信頼関係がなかったら成り立たないんですよ。ゼミとか。それから、普通の大きな、ちょっと多い授業でも、信頼関係がなかったら来ないですよ。強制的に出席を取れば来るかもしれませんが、出席を取らなくても来るためにはやはり信頼関係が基本。その点、よろしくお願ひしたいと思います。

○教育長（大友義孝） ちょっと信頼貯金に値することも今度小学校で始めようということにしているわけなので、信頼貯金がいっぱいたまるような関係を築くには、やっぱり今言われるような生徒と先生の信頼関係が基本となってくるわけですよ。その辺、ちょっと調査も含めて、それから指導にどういうふうを考えられていくかという部分で、併せ持って検討していきましょう。

そのほか、ありませんか。今のようなお話で結構だと思いますので、次に進んでも戻ってもいいですから、気づいたら教えていただきたいと思います。

では、学習・生活習慣調査に絡めて、さっきの「5つの提言」も含めて、児童生徒の調査の関係まで触れさせていただいたというところがございます。

重点努力事項の点検・評価の部分についてはどうですか。一応ここに報告があったものと、それに連動して一つの案ということで提示をさせていただいているんですが、赤文字が訂正を試みたところですよ。

○学校教育専門指導員（阿部 毅） はい。

○教育長（大友義孝） 小・中学校用と幼稚園のもので様式がちょっと違いますね。

これ、回答者はどなたに実施する。校長先生なんだろうか、教頭先生なんだろうか。

○学校教育専門指導員（阿部 毅） 多分校内で先生方に投げかけて、それを教頭先生が主に集計するような形になっているんだと思うんです。

○教育長（大友義孝） そこまで指示してないですよ。

○学校教育専門指導員（阿部 毅） そこまでは。どういうやり方ということは学校に任せて

はいるんですが、予想ではそんな感じになりますけど、まさか個人でつけるわけにもいかないとしますので、全体に諮っていると思います。

○教育長（大友義孝）　そうですよね。

はい、後藤委員。

○委員（後藤眞琴）　コロナ禍で先生方かなり大変だと思いますので、やれないのは無理してやらなくてもいいんでないかという感じを受けました。それ以外のところに力を入れていただいて、本当に全部こういうコロナ禍の中でやろうとしたら、先生方は大変なんでないかと思うので、例えば地域と連携した体育・スポーツ活動とかね。

○教育長（大友義孝）　できる環境じゃなかったですね。

○委員（後藤眞琴）　そういう感じを受けました。

○教育長（大友義孝）　ここに小中9校、幼稚園3園のやつが出てるけれども、地域との関係というのはなかなか、やりたかったんだけどできないというのが結構あったんだろうと思うんですね。その部分については、仕方がないと思います。やれるものをやるということの上でも、新しい点検・評価シートというんですかね、ここにやっぱり小中連携教育とかE S Dというふうな今までなかった部分、これらについて入れてもらったということと、キャリア教育の部分が続々と今言われたような形でしていくほうがいいだろうということで、提示をいただいた部分です。

それから、達成率の目標率ですね、5%としているわけですよね。その分に含めて、この実績を見ながらどうでしょうかということなんですけど、いかがでしょうか、この辺について。一番最後の学校教育力アップの部分まで含めて、何かないですか。はい、大森委員。

○委員（大森真智子）　1点ご質問というか、小学生にも中学生にも新しく加わった「1日30分以上読書する児童」という項目についてなんですが、達成率は50%以上ということではあるんですけども、例えば小学校とかでもこれは1年生～6年生、全学年、全児童が1日30分以上読書をするということを頑張ろうということなのかなと。大事なことだというのはすごくよく親としても分かるんです。漫画以外で本を読む時間はすごく大事だと思うんですが、1日30分読ませるとというのが、自分の娘の状況を考えたときに、すごく難しいかなという感じがしました。例えば1か月で1年生は1冊とか、分からないですけど、何か学年によってタスクが変わるぐらいでもいいんじゃないかなと。まず最初に見たときに親が負担に思う具体策というか、今学校から出されている宿題、字学、音読というだけでも、お母さんたちは何かをしながら片手間にそれをチェックしてという状況に、プラス30分読書している息子たちを見な

がらという、さっき阿部先生が言ったみたいに、その中でまた家庭でのコミュニケーションを取っていくということも狙いの一つだとは思っているので、そういうところで一緒に30分寄り添って本を読んであげたり、一緒にこういうことなのかなという会話ができればいいなとは思いますが、実際どうなのかなというのがちょっとありまして、どうなんでしょうか。

○委員（後藤眞琴） 教科書読んで、これも読書になりますよね。漫画読んだって読書になりますよね。

○委員（佐藤キヨ） 音読みって毎日やるからね。

○委員（大森真智子） そうですね。音読をやるので、でもそれでいうと30分には絶対ならない。

○委員（佐藤キヨ） でも、本読みなんて大体暗記しちゃいますよね。

○委員（大森真智子） そうなんです。

○委員（佐藤キヨ） 1年生とか、見ないでもう。

○委員（大森真智子） ぱつと言えたりもするし、多分30分するには読書にもう一冊何かがないと30分にはならない。

○教育長（大友義孝） 確かに30分というよね、きついところもあると思うし、逆に30分すぐ過ぎるといふ人もいるだろうしね。

○委員（大森真智子） はい、もちろんです。

○委員（後藤眞琴） こういうことを強制したら、子供は本が嫌いになるんですよ。だから、本というふうに規制しないで、何でもいいんですよ、教科書も本ですよ、好きなものを読んでというふうに、学校では漫画は読めないけれども、家ではいっぱい読んでくださいって。僕、漫画読めないんですよ。なぜかという、子供が中学生ぐらいのときか小学生か忘れたけれども、少年ジャンプとかなんとか、こんな厚いの、どんなの読んでるんだと思って、貸してくれないかって読み始めたら、次のコマに行くとき、どうしてこんなこまになるんだろうって。それで、ああ、僕は漫画が読めないんだなと。新聞の4コマ漫画しかずっと何十年も読んでいないんですけど、聞くといろんな面白い漫画があるみたいなんです。

○教育長（大友義孝） 漫画を読むときって、文字を見ているのか、漫画の描いてある絵を見ているのかというのが分からないから、漫画本であっても音読すればいいんだよね。声を出して読めば、漢字ももしかしたら分かるようになるかもしれないし、分からない文字は辞書を引いてみるかもしれないし、そういうことを規制できるかっていったらできないですよ。

○委員（大森真智子） なので、漫画に関してはやっぱり興味があるから見ているので、知らな

い漢字があれば知りたいと素直に思うだろうし、その内容だったり文章の流れというのも自然と頭に入ってくると思うんですけど、興味がないものというか、読みなさいよと言われているものを強制的に読んで、漢字を覚えたり、文の流れってこうなんだなというのが自然に入ってくるかといったら、大人は意識すれば多分「読まなきゃな」で入ってくると思うんですけど、子供はやっぱり興味がないものはただの何かに見えているだけというか、そういう感じがして。

○教育長（大友義孝） どうなんでしょうね。これは各学校では1か月に何冊とか1年間に何冊読んだら金賞とか。

○委員（大森真智子） そうですね。多読賞みたいな。

○委員（佐藤キヨ） この間お便り持ってきて、不動堂小で各学年でクラスごとに何冊と1人ずつ書いてあって、すごい差があるんですね。だから、小学校なら先生が意識して連れていくとか、明日図書館に行くから本を読んできなさいとか、持ってくるんだよと言えば、忘れないで持って行って、借りて、いっぱいになるクラスがあるし、高学年の場合は厚い本を借りる子もいるから、「ねずみくんのチョッキ」を借りる高学年もいるけれど、厚いのを借りる子もいるから、冊数だけではなくてと思うんですけども、読書をする目的というか、「学びに向かう望ましい習慣づくり」で読書の面白さを知らせる、こっちの上に「読書も可」と書いてありますよね。例えば学びじゃなくても、本の楽しさとかを知らせるなら、学校で朝10分間、本を読む時間をクラスごとに設けるとか、そういうほうが確実だと思うんですね、私は。学習習慣なら、あえて読書を入れるかなと。あと、漫画も今いい漫画というか、歴史を漫画から入門とか、そういうのは結構あるみたいだから、漫画でもいいと思うんです。「はだしのゲン」とかああいうのだったいい漫画です。手塚治虫の漫画とか、一般的にね。

○教育長（大友義孝） そういうことは改めて取組内容の項目に入れなくても、定着させる方法はあるのではないかということですかね。

○委員（後藤眞琴） 読書も楽しいですよとかね。

○委員（佐藤キヨ） そういうのはぜひとも。

○教育長（大友義孝） ここに書くということは、ある程度規制しているようなものだからね、やれってね。目標を立てて。

○委員（佐藤キヨ） 1日30分は絶対無理じゃないかと。1週間に1回ならまだしも。

○委員（後藤眞琴） 僕大学で、漫画を使って演習をやってた若い人を知ってるんですけど、漫画を特別扱いしなくてもいいんでないかという気はするんですけどもね。

○教育長（大友義孝） 漫画の中でも、さっき佐藤委員が言われたように漫画の歴史からという

ね、それを見ると漫画だから読みやすく、歴史がだんだん分かってくるという本もありますよね。

○委員（後藤眞琴） 昔から言われてね、精読と多読って、どっちがいいというふうにね。子供だって、これが好きだからって何回も繰り返し読む子供もいるだろうと思う。僕みたいに1回読んで分からないからまた最初から読まなきゃ駄目だっていう形で、精読したら、例えば岩波新書とかありますよね、あれを読むだけでもかなり大変な時間をかけて読む人もいれば、さーっと読む人もいれば、目次だけ見て、これで読んだという読み方をする人もいるらしいんですね。だからそれぞれあるから、多読が絶対だという、これもまた考える必要があるんじゃないかなと思います。

○教育長（大友義孝） なるほど。はい、分かりました。

では、結果は結果として受け止めて、そしてその結果を受けて次にどういうふうな調査をしたら知り得るのかなど。改善点を見つけるために調査をしていくところなので……。

○委員（後藤眞琴） どんな本を読みましたかとかね。そうすると、そこに漫画、漫画と来るかもしれないですよね。それで、さっきも言った長編小説なんか読んだらまだ中途だとかね、そういうふうに。

○教育長（大友義孝） じゃああれにしますか、この1日30分達成率50%以上ということよりも、むしろどんな本を読んだかとか項目をもう少し検討していくということによろしいですか。それ以外にも、赤文字で示したところが結構ありますし、あと青い部分について今後検討していく課題になっているところがあるので、ここの部分に関してはもうちょっと具体的に委員の皆さんたちのお考えの部分があるのかなと思うので、どうでしょうか、ここで一人一人、1項目ずつやっていくと結構時間がかかっちゃうね。こうあったらいいんじゃないのという部分を聞く場を設けたほうがいいですね、これね。意見があったら提出してもらおうということでもいいですか。どうなんだろうな。今度の校長会、4月になって今度こういうふうな目標を立てましたということを示していかなければいけないわけですよね。

○学校教育専門指導員（阿部 毅） 確かに数値を変えたところとか、今ご検討いただいた部分というのは、もう一回再考しなければならない部分なんですけど、青い部分につきましてはこれはこのままでも良しとして、もっと中身を掘り下げていくために、今後学力向上委員会というふうなものを開いていくということになっておりますので、そこをもっとさらに深めていくという部分で押さえていただければ、この項目自体はこのままでもよろしいかなという部分もあるんですけども。

- 教育長（大友義孝） はい。
- 学校教育専門指導員（阿部 毅） あと、どうしても直さざるを得なかったのは、例えば特別支援教育なんかの部分については、ちょっと現状が進行しましたので、伊藤先生とも相談しながら変えてみますので。
- 教育長（大友義孝） 委員の皆さん、どうですか。
- 委員（後藤眞琴） 問題になるのは、「毎日の自主学習の実施」、自主学習というのがどういう定義なのか分からないので、読書も可と。これ何でもいいですよということなんですよ。
- 学校教育専門指導員（阿部 毅） そうです。読書が好きな子は読書してもいいというふうな意味合いで書きました。
- 委員（後藤眞琴） アリの観察をしたい人はアリの観察でもね。
- 学校教育専門指導員（阿部 毅） そうですね、ええ。
- 委員（後藤眞琴） それから、先ほど言いました読書、読書をすることは悪いことではないですよ。それをこれが読書ですよという、申し訳ないけど何でもいいんだらうと。そういう点で、時間の制限なんか取ってもいいというようなところ。
- 学校教育専門指導員（阿部 毅） はい。別な角度から読書を増やしていくような取組を考えていければと感じました。
- 委員（後藤眞琴） それから、今先生がおっしゃった特別支援教育の推進について、これは赤字で書いてあるのはまさにこのとおりですね。こうしなさいと、こうしなきゃ次できないんですよ。それを今まで100%していないのが現状なんですよ。ですから、そういうところが僕は……。
- それから、学校を支援する体制づくりと。小学校の3ですね。これは中学校も同じだったと思うんですけど、特別支援教育専門員、英語教育指導員の適正な配置、この英語教育指導員と特別支援教育専門員を外しちゃってるね。これを入れなくてもいいというふうに取り入れかねないんじゃないかと思うんです。
- 学校教育専門指導員（阿部 毅） まず一つは、特別支援教育専門員というのは伊藤先生の立場の方のことなので、ここの4番目に入ってくるのは学校に所属した支援員さんの方で、ちょっと間違っていたのではないかと思ったんですね。それでここをカットしたんです。
- 教育長（大友義孝） 上にあるからね。3の中にある。
- 学校教育専門指導員（阿部 毅） ええ、上に。教育委員会に設置した青少年教育相談員、特別支援教育専門員と学校教育専門指導員、1、2、3にあるわけなんですけど、4番目の専門

員というのは学校にはいないんですね。学校にいるのは特別支援教育支援員になっています。

○委員（後藤眞琴） ああ、そういう意味ね。僕読み方を間違っていた。ごめんなさい。

○教育長（大友義孝） 英語教育指導員は短期間の設置だったんですね。

○学校教育専門指導員（阿部 毅） これは現在ないんですね。ということで、カットしたんです。

○教育長（大友義孝） これはいいんじゃないですかね。

○委員（後藤眞琴） 読み間違えました。ごめんなさい。

○教育長（大友義孝） それでは、赤書きしたものについてはほとんど特別支援なんかはやるべきことを明記しているし、二重に書いていることも整理をかけてもらったということですから、これはこのとおりの流れでいいんじゃないかなというふうに思っております。

青い部分については、先ほど先生から言われたように学力向上委員会とかのほうで内容的な部分は掘り下げていってはどうかというふうなことのようにですけど、どうでしょう、委員の皆さん、それでよろしいですか。

○委員（佐藤キヨ） すみません、ちょっと気になっているもので、小牛田中学校の宿題のパーセントが低いとさっき話があったと思うんですけども、学習・生活習慣調査（1月）の下のほうですけど、不動堂中とか南郷中が結構多いので、自主学習しているから別に宿題しなくてもいいと言えればいいと思うんですけども、何でそういうふうに差ができていいのか。例えばさっきお話しした難しいのか簡単過ぎるのか。中学校の達成率を90%にしたいというか目指すのであれば、そこら辺を調べて、ほかの中学校が高いんだから、同じくするというのは宿題ならそんなに難しくはないんじゃないかなと思うんですね。それができないのであれば、例えば2種類、小学校とかの場合は宿題プリントとかも市販のとかを使えなくもなかったもので、学校によってはいっぱい、例えば算数なら100種類ぐらいの単位ごとにあって、そこから自分で持ってきて朝自習するとか、いろいろあるので、2種類出すことは不可能ではないような気がするんですね。だから、やっぱり出されたのはやったほうが子供たちも気持ちいいと思いますし、そこら辺です。

○教育長（大友義孝） そうですね。今佐藤委員が言われるように、1年生はいいんですね、これでいけばね。2年生、3年生でぐんと落ちてきているから、何か事情があるんじゃないかという。その内容をちょっと突き詰めていく必要があると。全くそのとおりですよ。宿題の内容、どのような宿題が出ているかということも、単純にこの部分では宿題という1つ、漢字2文字だけにしかなくなってないけど、中身がどうなのかと。ちょっとその辺、阿部先生、確認

をしながら、統一したもの、もしかしたら内容が違うのかもしれないし、確認をいたしまし
うか。こちらでも把握できていなかった。

○学校教育専門指導員（阿部 毅） 学校で押さえている宿題がどんなものかですね。

○教育長（大友義孝） そうです。

○委員（佐藤キヨ） 90%という目標値を出すなら、多分5教科、数学とか英語とかですよ、
恐らく。

○教育長（大友義孝） 何が宿題かだね。

○委員（佐藤キヨ） うん。そしたら、簡単というか、できそうな部分というのもできなくもな
いような気もするし。

○教育長（大友義孝） はい、分かりました。

では、よろしいですか。今のようなまとめという形で。協議事項までちょっと踏み込ませて
いただきましたけれども、いろいろ今委員から言われた部分、調査なり検討なりする部分が出
てきましたので、整理をさせてもらいたいというふうに思います。よろしくどうぞお願いいた
します。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） それでは、2時間ほどたちましたが、GIGAスクール構想があるんで
すけど、報告だけ決めてしまいますか。

○各委員 「はい」の声あり

第 9 報告第 67号 GIGAスクール構想の進捗について

○教育長（大友義孝） それでは、日程第9、報告第67号 GIGAスクール構想の進捗につ
いて報告をお願いいたします。

○教育総務課主幹兼社会教育係長（堀田修一） 社会教育を担当します堀田です。どうぞよろしく
お願いいたします。

私からは、GIGAスクール構想の進捗についてご説明させていただきます。

資料のほうをご用意したいと思います。

私から4点ご報告させていただきたいと思います。

まず第1点目なんですけれども、ネットワーク環境整備についてです。

この整備につきましては、昨年の12月21日から工事が始まりまして、今月の9日に全て終了しております。これによりまして、全ての教室においてWi-Fiが利用できて、どこの教室からでもインターネットが利用できる環境になりました。

また、光回線の増強の工事も併せてしておりまして、児童生徒が一斉にネットにつないでも、つながらない状態が解消されるということもこの工事ですしております。これによって、動画とかの再生の部分もいろいろと授業で活用の幅が広がるのではないかなと思っております。

あと、それによってネットワーク環境ですね、万が一トラブル等が発生したときでもすぐに対応できるように、購入業者と保守契約のほうも同時に行っております。こちらは遠隔によってリモートで操作をしながら、その処理に当たると。わざわざ学校に来なくてもできるような環境を構築したということがございます。

続きまして、タブレット端末についてですけれども、タブレットにつきましては先生用、児童生徒用、あと何かあった場合に対応するための予備分として、合わせて1,258台を小学校で導入いたしました。あと、中学校につきましては595台、合わせて1,853台、学校のほうにもう既に導入されて、ネットワークにも設定作業が終了して、4月から使用できるような状況となっております。

機種につきましては、iPadとなっております。小学校の低学年から使えるものであるということから、タッチパネル式のものでございます。

それと同時に、高学年とか中学生がもっと活用の幅が広がるものとして、キーボードのほうも一緒に購入しております。

あと、低学年は落としたりとかそういう部分もございますので、カバーのほうもこの3月にはかぶせるような形で、カバーつきという形になっております。

続きまして、学習支援用アプリにつきましては、事前に学校の先生と調整して、4月からすぐに活用できるものを選んでいただきました。ですので、既にもう端末のほうにも、どの教科にも使えるような形でアプリのほうが入っております。

アプリにつきましては、いろいろ種類がございまして、大きく分けるとプログラミング学習、あとは教材にもなるドリル学習ですね、例えば低学年であれば漢字の書き取りの書き方とかそういうものですか、あとは地図ですとか、各教科によっていろいろなアプリがございまして、これも学校の現場の先生が一番こういうものが使用しやすいということでもありますので、初期の段階でこれを導入しているということでもあります。

あともう一つ、今コロナ禍の状況にございまして、遠隔学習ができるアプリも常備、こちら

ではM e e tという読み名なんですけど、そちらのアプリを入れております。

続きまして、遠隔学習用機器の整備についてなんですけれども、こちらは2点です。

まず学校用の発信に使うものですね、ウェブカメラとマイクを89台入れております。ですので、各教室に1台ずつ配置することになりますので、同日、全ての学校が何かあった場合にはそのものが使える状況となっております。

あと、家庭の貸出し用のモバイルW i - F i ルーターになりますけれども、こちらはネット環境がない家庭に貸出しをとということで、85台用意しております。

こちらは主にハードの部分の整備となっております。

あと、4番目、こちらはソフト面になりますけれども、職員の研修会の開催ということで、今まで校内研修会、南郷中学校が今日なんですけれども、今日で終了となりまして、各学校で悉皆という形で全ての先生に受けていただいております。まずi P a dの使い方、あとは子供たちですね、こういう使い方だといろいろな影響が出るということもございますので、情報モラル教育、先生方がどういう部分が危険があるのかということもここで勉強していただいております。あとは、情報漏えいの部分がございますので、情報セキュリティーについても研修の内容となっております。大きくその3つの点で今回研修をしております。

続きまして、情報リーダー研修会につきましては、これは県のほうの研修会となりまして、町にも以前お話しさせていただいたとおり3名の情報教育のリーダーの先生がいらっしゃいまして、4日間にわたりまして計4回、研修を受けてきていただいております。内容につきましては、プログラミング教育についてと、各教科指導におけるICTの活用という内容となっております。

この情報リーダー研修会を受けてきた先生を中心に、町のほうでも研修会を開催いたしました。こちらは2回開催しております。今月開いたわけなんですけれども、なかなか端末の整備が、先ほど申したとおり9日に終わりましたので、いろいろと実地の部分というのもございますので、9日以降という関係で、各学校もいろいろと忙しい中なんですけれども、先生方に研修を受けていただきました。こちらについては、先ほど説明でも申したとおり学習支援系のアプリの活用、これはいろいろな活用の仕方がありますので、一通りということにはございませんので、その部分の研修会の内容という形で、とにかく4月から端末が入って、いろいろと学校現場のほうでは利用が始まるということですので、「すぐにでも」「どの教科でも」「誰でも」できる形の研修会の内容を今回させていただきました。

児童につきましては、4月からまず端末の使い方を教えていただくというのと、あと情報モ

ラル教育ですね、こちらは各家庭にも保護者向けの形でこういうものは危険があります、インターネットにはこういう危険がありますよというのを、子供の観点、親の観点、あともちろん学校の部分からもいろいろと勉強していただくという形で行っていく予定でありますので、児童生徒につきましては4月からこういったものを行って、あと学校現場でいろいろとこういうものを活用していくと。ただ、これだけの活用ではなくて、それに付随するもの、周辺機器というものもございます。例えばプロジェクターですとか大型画面提示機ですとか、あとは書画カメラ、手元にあるものを写して大型の画面に映して、そういう活用の仕方ですね、これはG I G AだけではなくてI C Tの教育という大きいカテゴリの中に入ると思うんですけれども、その部分につきましても学校現場がどういったものが必要で、どういった環境があれば子供たちの学習の部分に役立つのかということも、今後の部分から出てくる部分ということもあると思いますので、今回始まってはいないです、これから4月から始まりますので、その部分は多分いろいろな課題というのはこれから出てくると思います。それをいろいろと先生方の意見を交換しながら進めていければなと思っておりますので、今年はこのG I G Aスクール構想の元年となりますので、今後教育委員会で進めていきたいと思っております。

私から進捗状況についてのご報告は以上で終わらせていただきます。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

ただいまG I G Aスクール構想の進捗についてご報告をいただきましたが、どうでしょう、委員の皆さん、不明な点、どうぞ。はい、後藤委員。

○委員（後藤眞琴） 今のお話を聞きまして、まずこのG I G Aスクール構想について、ソフト面とハード面と。ソフト面も、ほぼ研修をして、できたと。あとは各学校の先生方の努力次第だと、そういう理解でよろしいわけですか。

○教育総務課主幹兼社会教育係長（堀田修一） そうですね。一応そろえるものは準備いたしました。ただ、今度はやっていく中で必ず課題ということも出てくると思うんですね。その課題というのは現段階でまだはっきりはしていませんけれども、現場の中でどういったものかということも、やはり今後その課題については考えていかないといけないのかなと思っております。

○委員（後藤眞琴） それで、そのことについてお聞きしたかったので、その課題が出てきた場合には、先生方と担当者が協議をするという、そういうことはもう計画はあるんですか。

○教育総務課主幹兼社会教育係長（堀田修一） はい。あるというか、今現在も情報担当の先生と会議を行っております。それで、この部分でどういったアプリを使ったらいいのかとか、あと現場ですぐ4月から授業に活用できるものはどういうものをそろえたらいいのかということ

は相談しているんです。ただ、多分それがあつたとしても、また出てくる問題があるので、それは会議等で今後させていただければと思います。

○委員（後藤眞琴） その会議というのは、月に1回とか。

○教育総務課主幹兼社会教育係長（堀田修一） ではないです。

○委員（後藤眞琴） どの程度。

○教育総務課主幹兼社会教育係長（堀田修一） そこまではちょっとまだ検討はしていないですけども。

○委員（後藤眞琴） やっていないということ。

○教育総務課主幹兼社会教育係長（堀田修一） 会議ですか。

○委員（後藤眞琴） ええ。

○教育総務課主幹兼社会教育係長（堀田修一） 会議は2回しております。

○委員（後藤眞琴） それはどのぐらいの割合でやるの。

○教育総務課主幹兼社会教育係長（堀田修一） 1学期はできなかったの、学期ごとにしたと。今年度は2学期、3学期で1回ずつしたということです。

○委員（後藤眞琴） それから、これは機械ばかりに頼るわけにはいきませんよね。

○教育総務課主幹兼社会教育係長（堀田修一） そうですね、はい。

○委員（後藤眞琴） そのときに、どういう場合に利用するのかね。利用の仕方もあるから、これは先生方にお任せするというようなお考えですか。そういうこともこれから大事になってくるかと思うんですよね。

○教育長（大友義孝） これは、我が町の教育現場だけじゃなくて、全国皆同じなんですね。それで、宮城県としては総合教育センターのほうでいろいろ研修とかも開催しているわけです。ですから、その使い方といいますか、教科書とタブレットの使い方というんですかね、その部分についても、まだやっていないので、先行している学校なんかもあるわけなので、それをいろいろと研究をさせていただいているようでございます。それをこういったことができる、こういった指導ができるという部分について、先生方に今度は提示していく場が必要になってくると。ただ、そのための前段としてICT教育の3名の先生を中心に、先に研修会に行ってもらったんですよね。

○教育総務課主幹兼社会教育係長（堀田修一） そうです、はい。

○教育長（大友義孝） そういった取組をしてもらっていると。本当は県内全部統一して、先生たちに集まってもらってやっていく場が必要だとは思いますがね。

○委員（後藤眞琴） 結局、3名の先生が行っているものの内容が書いてあるんですね。iPad端末の使い方、情報モラル教育、情報セキュリティとね。それから、教育の面はまだとなる。

○教育長（大友義孝） いや、教育の面も入っているでしょう。

○教育総務課主幹兼社会教育係長（堀田修一） はい、入っています。

○委員（後藤眞琴） ここには書いてないですけど、そういうこともやっているということ。

○教育総務課主幹兼社会教育係長（堀田修一） そうですね。そういうこともやっているということですよ。

○教育長（大友義孝） 今後藤委員が心配なさっている点、もっともお話で、これは私も県教委のほうにいろいろ話をしてくれていることなんですけれど、GIGAスクール構想でタブレットが入るとどのように変わるのかという、保護者さんたちには分からないですよ。どういうふうになるのか、何がどう変わるのかわからないので、それを分かるような形として県でつくってくださいということをお願いしてきているんです。そうじゃないと、保護者の皆さんもどういったものに活用するかというの分からないですし、そういったことが今後、多分出されてくると思います。私だけじゃなくて、教育長さん方はみんな同じ思いでいますので、県教育委員会のほうにそれをお願いしているということでございます。

さらに、もしできればここに物を持ってきて、委員さん方に見てもらおうというのが一番いいんだろうと思うんですよ。言葉ではタブレットって分かるんだけど、実際どういうふうなことなのかというのを、いつか教育委員会があるときにそれを見せてもらえればよろしいんじゃないかなと思っているんですけど、その機会を設けます。

○委員（後藤眞琴） それともう一つ、家庭のこと。対面で教えることができなくなった場合に、これでやらなきゃならない場合には、各家庭にもきちんとそういうことができる体制を取っておられるというふうに理解してよろしいわけですか。

○教育総務課主幹兼社会教育係長（堀田修一） まず、モバイルルーターのほうは町のほうから貸出しをするということで、機種の部分については町のほうでご用意は今の段階でしております。ただ、心配されているのは多分通信料の件だと……

○委員（後藤眞琴） そういう面もあるよね。

○教育総務課主幹兼社会教育係長（堀田修一） その面もということですよ。通信面につきましては、今各市町村、うちの町だけではなくて、いろいろな情報を仕入れております。それで、大崎市さんであればそこは個人負担、ただうちの町みたくモバイルルーターのほうは貸出しま

すと。なぜですかという、やはり通信料を勉強だけに使うという縛りはできないんですね。現実には難しいと。それを町のほうで通信料を払ってまでする必要はあるのかという市町村があるという部分がありますので、この点についてはちょっと今後いろいろと議論する部分はあるとは思いますが、今の段階ではモバイルの部分を貸し出して、通信料のほうは払っていただくという形の内容となっております。

○教育長（大友義孝） 不思議なのは、それを決めたということですか。もう既に決めたという、決定したということですか。

○教育総務課主幹兼社会教育係長（堀田修一） 決定はしておりません。ただ、うちのほうでもこの機種として貸し出すものの整備としてはできた。それ以降のものについては議論の部分とかほかの部分と調整する必要があるということで、今現在はまだ決めてはおりません。

○教育長（大友義孝） じゃあそういうふうな必要性が出たときのためには早く決めないということですよ。

○教育総務課主幹兼社会教育係長（堀田修一） そうですね、はい。

○委員（後藤眞琴） それはどこで決めるんですか。

○教育総務課主幹兼社会教育係長（堀田修一） どこでといいますと、この場とかという……。

○教育長（大友義孝） いや、町長が決めるのかどうかという、単純なことだと思うんですけど、そこも含めて検討するということですね。

○教育総務課主幹兼社会教育係長（堀田修一） そうですね、はい。

○教育長（大友義孝） どうですか、委員の皆様。せっかくだから、G I G Aスクール、全国的に今展開している部分なんでね。

もしよろしければ、私も聞かないでいて申し訳ないんだけど、転入される先生と新規に入ってくる先生方がいるんだけど、その人たちの研修会という部分は必要性があるんだなと思っていたんですけど、どうでしょうか。何か構想を練られますかね。

○教育総務課主幹兼社会教育係長（堀田修一） その点も、この間指導主事の先生、阿部先生とも話をして、研修は必要だろうという形で考えてはおります。

○教育長（大友義孝） はい、分かりました。ぜひお願いいたします。

どうぞ、留守委員。

○委員（留守広行） 児童生徒さん、転校とかあり得ると思うんです。こういう i P a d というのは、全国統一的な機種なのか、それとも美里町だけ独自のタイプを選んでらっしゃるのか。あと、そういう移動に際しては返還というか、新しい学校でも使えるのか、返すというかそう

ということになるのか、その辺はいかがなんでしょうか。

○教育総務課主幹兼社会教育係長（堀田修一） まず、この端末の機種については市町村ごとに違います。ですので、大きい、仙台市さんであればC h r o m eというもの、O Sですね、を活用していますし、ただ宮城県でいえばやはり i P a dのほうが多いです。全国的に見ますと、やはり I O Sのほうが一番主流になっておりまして、続いて学校現場で開発されたC h r o m eが人気、続いてW i n d o w sという形になっております。

あと、その活用というのがまちごとに違うんですね。要するに国のほうでも何というものが無い状況ですので、それはもう市町村に委ねられている部分もございます。じゃあ何でうちの町では i P a dというか I O Sにしたかという、やはり宮城県の各市町村が多いんですね。ですので、例えば先ほど言われたように転校、転入というのがありますので、それが同じ県内であれば同じものを使っているという、仙台市は違いますけれどもね、という形も取れるのかなと思いますし、ただ県外とかまで広がってしまうと、そこはやはり市町村で全然違いますから、それもまた一から覚えなくてはならない、機種が違えばということですね。ただ、美里町の場合はもともとパソコン教室はございましたので、W i n d o w sと、あと i P a d、I O S、これから入りますけれども、それは今後社会に出ても多分W i n d o w sのほうが多いと思いますけれども、身近なものは I O Sの部分がございまして、そういったものと、あと先ほど言ったアプリの部分というのがいろいろありますので、その部分が決め手になったということです。

○教育長（大友義孝） 転出したりしたときにどうなのかというご質問を頂戴している。

○教育総務課主幹兼社会教育係長（堀田修一） ごめんなさい、転出した場合といたしますと……。

○教育長（大友義孝） 要するに、留守委員がお聞きしたいのは、タブレットを個人を特定して使っているんだろうと。だから、美里町の小学校から違う学校、教育委員会のほうに移っていくときに、その機械はどうなるのかということ。置いていくと。

○教育総務課主幹兼社会教育係長（堀田修一） それは町の備品になりますので、置いていくと。個人で買ったものではないですので。

○教育長（大友義孝） という回答をいただければいいんだと思います。ですよ。

○委員（留守広行） はい。ありがとうございます。

○教育長（大友義孝） あとはいいですか。もうちょっとこまい部分は独自に聞いてもらっていいと思いますので、よろしく願いいたします。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長(大友義孝) ただいまG I G Aスクール構想の進捗状況を報告させていただきました。
ありがとうございます。

では、ここで報告事項が終了なので、ちょっと長くなってしまいましたが、休憩を5分程度挟めますので、50分から再開ということにさせていただきます。

休憩 午後3時45分

再開 午後3時53分

○教育長(大友義孝) では、再開をいたします。
これより審議事項に入らせていただきます。

審議事項

日程 10 議案第26号 学校医の委嘱について

○教育長(大友義孝) 日程第10、議案第26号 学校医の委嘱について。
では、事務局から説明、課長補佐、お願いします。

○教育総務課課長補佐兼総務係長兼郷土資料館長(藤崎浩司) では、議案第26号 学校医の委嘱についてでございます。

以前お配りしていた資料ですね、お手元のほうで確認していただきたいと思います。

毎年4月1日から来年の3月31日まで、1年間の任期で学校医の委嘱を行っております。

来年度につきまして、こちらの9名の方に委嘱しようと思っております。

令和2年度から代わられた方がお二人いらっしゃいます。上から7番目、神宮香予先生、それから一番下に記名されております鳴海新平先生、こちらの方が新しくお招きする方でございます。

以上でございます。

○教育長(大友義孝) 以上で説明を終わります。

では、質疑に入ります。質疑ありませんか。

○各委員 「なし」の声あり

○教育長（大友義孝） 質疑なしということで、では討論ですが、人事案件ですから討論は省略させていただきます。

では、採決に入ります。

議案第26号 学校医の委嘱について、原案のとおり承認をいただける委員の皆さんについては挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。挙手全員でございます。したがいまして、議案第26号 学校医の委嘱については原案のとおり承認をいただきました。ありがとうございます。

日程 第11 議案第27号 学校歯科医の委嘱について

○教育長（大友義孝） それでは、議案第27号 学校歯科医の委嘱について、お諮りをさせていただきます。

では、提案理由をお願いいたします。

○教育総務課課長補佐兼総務係長兼郷土資料館長（藤崎浩司） 引き続き私のほうからご説明申し上げます。

議案第27号 学校歯科医の委嘱についてでございます。

こちら先ほどと同様に学校保健安全法に基づいて委嘱するものでございます。

任期につきましては、4月1日から来年の3月31日まででございます。

こちらの7名の方につきましては、令和2年度と同様の方でございます。引き続きお願いするものでございます。

以上でございます。

○教育長（大友義孝） 以上で提案理由の説明を終わります。

では、質疑に入ります。質疑ありませんか。

○各委員 「なし」の声あり

○教育長（大友義孝） 質疑はないということでございます。

人事案件につき、討論は省略させていただきます。

それでは、議案第27号 学校歯科医の委嘱について、本案は原案のとおり承認したいと思

うんですが、賛成の委員の皆さんの挙手をお願いしたいと思います。

(賛成者挙手)

○教育長(大友義孝) ありがとうございます。挙手全員でございます。よって、議案第27号については原案のとおり承認いただきました。ありがとうございます。

日程 第12 議案第28号 学校薬剤師の委嘱について

○教育長(大友義孝) 日程第12、議案第28号 学校薬剤師の委嘱について、お願いいたします。

では、提案理由の説明をお願いします。

○教育総務課課長補佐兼総務係長兼郷土資料館長(藤崎浩司) こちらも引き続き私のほうからご説明申し上げます。

議案第28号 学校薬剤師の委嘱についてでございます。

こちらも先ほどと同様に学校保健安全法に基づき委嘱するものでございます。

任期につきましては、4月1日から来年の3月31日まででございます。

こちらの4人の方は、令和2年度に引き続き同じ方に委嘱するものでございます。

以上でございます。

○教育長(大友義孝) 提案理由の説明を終わります。

質疑をいただきます。質疑ありませんか。

○各委員 「なし」の声あり

○教育長(大友義孝) では、人事案件です。討論は省略いたします。

直ちに採決に入ります。

議案第28号 学校薬剤師の委嘱について、本案は原案のとおり承認したいと思いますが、賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○教育長(大友義孝) ありがとうございます。挙手全員でございます。したがって、議案第28号につきましては原案のとおり承認をいただきました。ありがとうございます。

日程 第13 議案第29号 美里町学校教育専門指導員の選任について

○教育長（大友義孝） 次に、学校教育専門指導員の関係ですが、当事者が会場にいませんので、このまま進行させていただきます。

日程第13、議案第29号 美里町学校教育専門指導員の選任について、お願いいたします。
補佐、どうぞ。お願いします。

○教育総務課課長補佐兼総務係長兼郷土資料館長（藤崎浩司） 議案第29号 美里町学校教育専門指導員の選任についてでございます。

美里町教育委員会のほうで設置しております規則によりまして、学校教育専門指導員を配置しております。

今年度、阿部 毅先生をこちらのほうに配置しておりますが、引き続き来年度もお願いする形でございます。

以上でございます。

○教育長（大友義孝） 説明を終わります。

質疑に入ります。質疑ありませんか。

○各委員 「なし」の声あり

○教育長（大友義孝） ないようでございますので、質疑を終結し、討論に入りますが、人事案件です、討論は省略させていただきます。

議案第29号 美里町学校教育専門指導員の選任について、本案は原案のとおり承認したいと思っておりますが、賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○教育長（大友義孝） 挙手全員でございます。したがって、本案は原案のとおり承認をいただきました。誠にありがとうございました。

日程 第14 議案第30号 美里町青少年教育相談員の選任について

○教育長（大友義孝） 日程第14、議案第30号 美里町青少年教育相談員の選任について。

提案理由の説明をお願いいたします。課長補佐、どうぞ。

○教育総務課課長補佐兼総務係長兼郷土資料館長（藤崎浩司） 議案第30号 美里町青少年教

育相談員の選任についてでございます。

こちら美里町教育委員会で設置している要綱に基づきまして、美里町青少年教育相談員を選任するものでございます。

令和2年度から引き続き門脇 宏先生をお招きして、お願いするものでございます。

以上でございます。

○教育長（大友義孝） 説明を終わります。

質疑に入ります。質疑ありませんか。

○各委員 「なし」の声あり

○教育長（大友義孝） ないようでございますので、質疑を終結いたします。

討論は省略いたします。

では、採決に入ります。

議案第30号 美里町青少年教育相談員の選任について、本案は原案のとおり承認したいと思いますが、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。挙手全員でございます。したがって、議案第30号につきましては原案のとおり承認をいただきました。ありがとうございます。

日程 第15 議案第31号 美里町特別支援教育専門員の選任について

○教育長（大友義孝） 日程第15、議案第31号 美里町特別支援教育専門員の選任について。

提案理由の説明をお願いいたします。課長補佐、お願いいたします。

○教育総務課課長補佐兼総務係長兼郷土資料館長（藤崎浩司） 議案第31号 美里町特別支援教育専門員の選任についてでございます。

こちら美里町教育委員会に設置している設置規則によりまして、美里町特別支援教育専門員を選任するものでございます。

令和2年度に引き続き、伊藤 淳先生をお招きして、1年間の委嘱ということになります。

以上でございます。

○教育長（大友義孝） 以上で説明を終わります。

質疑に入ります。質疑ありませんか。

○各委員 「なし」の声あり

○教育長（大友義孝） ないようでございます。質疑を終結いたします。

討論は省略いたします。

では、採決に入ります。

議案第31号 美里町特別支援教育専門員の選任について、本案は原案のとおり承認したいと思いますが、賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。挙手全員でございます。したがって、本案は原案のとおり承認をいただきました。ありがとうございました。

日程 第16 議案第32号 美里町立学校管理に関する規則の一部を改正する規則の公布について

○教育長（大友義孝） 続きまして、日程第16、議案第32号 美里町立学校管理に関する規則の一部を改正する規則の公布について。

提案理由の説明をお願いいたします。

○教育総務課主事（青山裕也） では、私より、議案第32号 美里町立学校管理に関する規則の一部を改正する規則の公布について、提案理由をご説明させていただきます。

本件につきまして、既に昨年、定例会にて協議のほうをさせていただいた次第でございます。

今日は、そちらの協議以降、内容の変更等ございません。

また、今回別紙で議案第32号に係る関連資料のほうをお渡ししております。当初、県のほうの特別措置に関する条例の一部を改正する条例が改正見本であるという旨をご説明差し上げました。今回、まだ正式な通知は届いていない状況ではありますが、最新の状況としまして、こちらの資料の2ページ目、これは直近2回の宮城県議会の議案の採決状況でございます。こちらの議案番号32番をご覧いただければと思います。ちょうどインターネットのページのものを統一資料という形でお手元に置かせていただいていたんですけれども、こちらの2ページ目をご覧ください。

議案番号の32、義務教育諸学校等の教育職員の給与等の特別措置に関する条例の一部を改正する条例、こちらが県に附随する条例でございます。こちらが3月19日付議案可決という

ところで結果のほうを賜っておりますので、こちらを今回お受けしまして、改めて今回美里町立学校管理に関する規則の一部を改正する規則とさせていただいた次第でございます。

提案理由としまして、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律、こちらが令和元年12月11日に公布され、令和2年4月1日より施行されたところでございます。

こちらに伴いまして、同法第7条に規定する指針に公立学校の教職員の業務量の適切な管理、その他教育職員のサービスを監督する教育委員会が、教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講じる措置に関する指針が該当するということでございますので、そちらに基づく内容を本規則で所要の改正をするところで反映するものでございます。

説明は以上でございます。

○教育長（大友義孝） 以上で議案の提案理由の説明を終わります。

質疑に入ります。質疑ございませんか。

○各委員 「なし」の声あり

○教育長（大友義孝） では、質疑を終了いたします。

討論に入ります。討論ありませんか。

○各委員 「なし」の声あり

○教育長（大友義孝） 討論はないというふうに進めます。

それでは、採決に入ります。

議案第32号 美里町立学校管理に関する規則の一部を改正する規則の公布について、本案は原案のとおり承認したいと思いますけれども、賛成の委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○教育長（大友義孝） 挙手全員でございます。よって、議案第32号につきましては原案のとおり可決されました。ありがとうございました。

日程 第17 議案第33号 美里町奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則の公布について

○教育長（大友義孝） 続きまして、日程第17、議案第33号 美里町奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則の公布について。

提案理由の説明をお願いいたします。青山主事、どうぞ。お願いします。

○教育総務課主事（青山裕也） 議案第33号 美里町奨学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則の公布について、提案理由を説明いたします。

こちらにつきましては、前回の定例会で協議をさせていただきました。その際に、正式な法令の審査結果というのはその後ということで、お話し差し上げた次第でございます。

今回上程させていただきました議案内容が、こちらが法令との最終調整結果というものでございまして、大分内容を精査させていただいたところでございます。

本件につきましては、手始めとしまして審査及び照会に係る各種手続の際に、関係法令等を遵守する確実な手続を実施するため、必要な所要の改正を行うものでございます。こちらが本件の提案理由でございます。

以上でございます。

○教育長（大友義孝） では、説明を終了いたします。

質疑に入ります。質疑ありませんか。後藤委員、どうぞ。

○委員（後藤眞琴） これは前回と今回、何度も読ませていただいて、「理由」のところ、「関係法令等を遵守」、これは口頭で説明してもらっても分からないと思いますが、「関係法令等」というのはどういうものなのか、具体的に書面で示していただきたいと思います。

○教育総務課主事（青山裕也） はい。承知しました。

○委員（後藤眞琴） 「確実な手続を実施するため必要な所要の改正」というのはどういうものなのか、これも書面でお願いしたいと思います。

○教育総務課主事（青山裕也） はい。

○委員（後藤眞琴） 改正によって、この必要などの改正を行うものなんですよ。これだけでは具体的なことが全然分かりませんので、よろしく願いいたします。

○教育総務課主事（青山裕也） はい。

○教育長（大友義孝） ほかにありますか。

○各委員 「なし」の声あり

○教育長（大友義孝） なければ、資料を準備しなければならないということになりますね。でも、資料を準備するまでには時間がかかるとして、今どのような考えなのかというお話はできるのかなと思うので、もし何かお話できるのであればお願いいたします。

○教育総務課主事（青山裕也） では、ただいまご質問を頂戴しましたので、お答えさせていただきます。

まず、前提としまして具体的な資料をご提示できなかつた点につきましては大変失礼いたしました。改めて資料をご用意させていただきたいところでございます。

ただいまお話頂戴しました関係法令、こういったものとはどういったものかというものでございました。こちらの一番大きいところにつきましては、個人情報保護条例が一番大きいところでございます。やはり個人情報を取扱う場面というのが、申請をいただく際、その後、その後貸付けが終了した後の償還、こういったところで、ご本人様、例えば、親族の関係であったりとか、現在のお住まいの状況、こういったものを確認させていただくところがございますので、本人の同意をいただいた上で確認するというところが一番大きいところでございます。従来こちらにつきましては、特に本人様の意思に関係なく事務が行われていた実態がございましたので、こちらを現在の保護条例に基づいて、本人様に同意をいただいた上で確認する事務を実施していくというところの法令遵守というのが一番大きいところではございますので、その点付け加えてご説明させていただきます。

以上です。

○教育長（大友義孝） 個人情報保護条例だけではないということですね。もっとあるという。

○教育総務課主事（青山裕也） はい。

○教育長（大友義孝） じゃあそれらを集めていただく必要性はあるということですね。それで委員の皆さんがご理解いただいた上で審議するということになるかと思えます。

あともう一つ、「必要な所要の改正」、必要な所要というのはここにある訂正する部分という解釈でよろしいんですね。

○教育総務課主事（青山裕也） そうです。

○委員（後藤眞琴） 関係法令等、今のお話では個人情報保護条例が主だということですね。

○教育総務課主事（青山裕也） はい。

○教育長（大友義孝） さっきの「関係法令等を遵守し、」という部分で、それがどういうふうな法令があるのかという部分を含めて考えると、この議案のとおりですと、4月1日から施行する予定ではあったんだけど、4月1日じゃなくてもいいわけですか。

○教育総務課主事（青山裕也） はい。年度の切り替わりだったということもありまして、この時期で想定しておりました。

○教育長（大友義孝） ということであれば、大変申し訳ありませんがこの部分に関して議案を継続審議ということにさせてもらったほうがいいのかなと思うんですけども、いかがですか。

○委員（後藤眞琴） はい。分かった上で判断したほうがいいですね。そのようにしていただ

ればありがたいです。

○教育長（大友義孝） 内容的には必要な部分を全部そろえるということになってきて、奨学資金の貸付けそのものについて申請の手続きが大変になったことや貸付の基準が厳しくなったという扱いではないわけですね。

○教育総務課主事（青山裕也） そうですね。内容自体を変えたわけではなく、その手続をより今の法令に適した手続にするというところがございますので、実際に本人さんがそこまで手続が煩雑になるとか複雑にするというところは特に見込んではおきませんので、そういった改正というふうを考えております。

○委員（後藤眞琴） それで、ちょっと僕の意見を言わせていただきたいんですけど、この個人情報保護条例というのは別に今までの個人情報保護条例ですよ。改正も何もされていないんですよ。

○教育総務課主事（青山裕也） はい。本人の同意を取るという意味では、平成29年ですかね、それ以降で個人情報の保護に関する法律というのが改正されまして、取り扱う情報の数によらず本人の同意を取るということは一応改正されておりますので、今回町の考えとしましても、数にとらわれず、どういった意図で個人情報を扱うか、それに対してご理解いただいて、同意をいただくというのが基本的に必要というふうには改正されておりますので、そちらを今回反映している。

○委員（後藤眞琴） そしたら、その改正の分、個人情報保護条例のね、僕が理解している個人情報保護条例が一部改正されたら、そこも全部書面で出していきたい。

○教育総務課主事（青山裕也） はい、分かりました。

○委員（後藤眞琴） それからもう一つね。僕、これ一読とか三読とか見たら、この様式もかなり細かい部分が変わっているんですよ。それで、今教育長さんから僕が考えているのと違うという発言がありましたけれど、かなり厳しくなっているんですよ。例えば所得、これは厳密にしようという意図で、今まで1,000円単位であったものが1円単位になるんですよ。そういう訂正もあるんです。

それから、前年度は年収（税込み）が所得額となるんですよ。これもかなり厳密に、これはまあやむを得ないかなと思うんですけど、個人情報取得同意書というのはかなり厳密にしなきゃならないことだろうと思っております。

それから、誓約書は新たに書かれたものね。

それから借用証書、誓約書とダブるところもあるんですよ。

それから、これは大した、借受管理履歴事項と、これは3番目のところ、改正前には死亡があったけれども抜けた、これは条例がそういうふうに訂正してありますのでね、そういうところ。

で、僕が基本的にあるのは、高知大学というところにおいて、学生の指導をしたんですよ。それで皆さんご存じかと思うんですけど、いわゆる国立大学、大きい大学、東京大学とか京都大学とか東北大学、これに入る学生は、家庭がかなり恵まれた学生が多いんですよ。地方の大学、国立大学、これはかなり家庭が経済的に恵まれていない学生も多いんです。これはそういう調査をしてありますので。僕が体験的に学んだのは、高知大学に行きまして、入ってきた学生がほとんどアルバイトで、それも飲食店でアルバイトで、授業料を払い、生活費を払う生活をしている学生が3割以上いるんです。そういう学生に、僕は自分の出身地の奨学金を借りるようにずっと勧めていたんです。そうしたら、これは連帯保証人が2人必要ですからね、どこも。それで、親族や親がいない人は何とかと、もう一人見つけるのが大変で、僕もかなりの数の保証人になってきたんです。ですけど、僕のところにその借りた市町村から何かの連絡があったことはないんです。ですから、払ってくれているものだとは僕は理解しているんですよ。それを、今度のものは、払わないものが、僕もよく分かっていないんですが、奨学金の話をするところに2回ぐらい出たところで、払わない学生もいるということは重々承知しているんですけど、このものを見たら、払わないということを大前提にして追加が行われていると僕は理解せざるを得ないんです。

○教育長（大友義孝） そういう理解でいいと思うんですけど。貸付けは。

○委員（後藤眞琴） ですから、これ正確に名前何でしたっけ。

○教育長（大友義孝） 美里町奨学資金貸付条例施行規則です。

○委員（後藤眞琴） 美里町奨学資金貸付条例があるんですよ。その第1条の目的に沿った、そういう学生に貸すんだと、これが大前提で、払ってくれるだろうと、そういう解釈の下で奨学金は成り立っていると思うんですよ。それを今までずっとやってきたんですよ。それで今回、これは僕の勝手な判断ですけど、徴税対策からの発想、考え方だったら、こういう考え方があり得ると思うんですけど、教育委員会では、経済的に困難な学生に奨学金を貸す、奨学金を貸すのは町長なんですよ、条例の第1条ね。ですから、それというのは、この目的に沿って経済的に困った学生にはお貸しするんだと。そのときには、できるだけ申請しやすいようにするんだと、そういう前提に立って、教育委員会としてはいいんじゃないかというのが僕の基本的な考えです。ですから……

- 教育長（大友義孝） 今のとおりだと思うんですね。
- 委員（後藤眞琴） いや、青山さんが述べたので、僕の一応考え方を述べさせてもらったというところですよ。
- 教育長（大友義孝） 今、ご意見をいただいたように、教育委員会としてはそういうふうな考え方で考えてもいいんじゃないかという後藤委員のお話です。ただ、あくまでこれは貸付条例なので、貸付規則なので、しっかりとしたものにしなきゃないと。貸付けじゃなければいいんです。貸付けじゃなければ。だから、その部分をもう少し、今議会でもいろいろと調査されているようなんですね。ですから、この部分について今後藤委員が言われるように勉強していきたいんだ、だけど資金がなかなかないんだという部分に対して、どういうふうな対応を教育委員会、町としてそれができるのか、そういったものの前提にも入ってくると思うんですね。
- 委員（後藤眞琴） 基本的には教育委員会でどう考えるかというところで、次に町のほうで財政との絡みがありますからどう考えるか。教育委員会としてはこういうふうに考えますよ、町長さんよろしくお願ひしますということで、僕はいいんじゃないかと。
- 教育長（大友義孝） いろいろと委員さんの思いもあるんでしょうけど、今議会でもいろいろやっているとききお話ししましたが、議会から単純に提案が出されてくるのではなくて、教育委員会としても、そういった方たちもいるので何とか奨学資金を活用しながら勉学に励んでいただきたい、そのためにはどういうふうな活用方法が一番ベストなのか、そういったことを議会でもこういうふうには調査して、いいものをつくる、町民のためにということで、今検討にも入っているようですから、お互いにそういった協議を通しながら、いいものをつくれればいいのではないかなというふうなところもあるんですけど、ちょっと議会のほうにも私、常任委員会で確かやっていると思うので、そちらのほうにもこちらから行動を起こすということも必要なのかなという部分も考えておりますので、今回の議案、こういった形で提案になっていきますけれども、附則資料もあるので、継続審議ということにしてはどうかと思うんですけど。
- どうぞ、佐藤委員。
- 委員（佐藤キヨ） 返還というお話があったので、生活保護とは違うんですけど、今生活保護とかでも30年まで遡っていろいろ調べるとかというのを少し、20年にするとか、三親等とかそういうのをちょっと変えとか、いろいろ問題点が出てきて、話し合いとか、出ていると思うんですね。奨学金だから、やっぱりなるだけ続けたほうが、日本の頭脳の消失とかね、もったいないと思うんですね、途中でやめる人がいると。生活苦でやめる学生が増えてい

る、そういうのとかがいろいろ考えると、20年後、30年後の日本のいろんな、それから本人の生活とか、そういうのを考えると、やっぱりなるだけ優しい奨学金の貸出しというのを考えていただきたいし、連帯保証人、どうしても駄目ならば、いいんですよじゃないけど……。

○教育長（大友義孝）　今、佐藤委員がおっしゃるのは後藤委員と同じ方向性のお話だと思うんですね。だから、そういうふうな人に、困った人たちがいるんだから、教育委員会としてはこれを使ってよというふうな道が開ける、利用しやすいような道を考えていくというのが教育委員会の在り方なんですということだと思うんですね。それを考えるのは教育委員会で考えたくない部分だと思うんですね。だから、それをみんなで知恵を絞って出していけばいいのだと思うんです。ただ、貸出しする側の、具体的な基金を使ってそれを貸出しする側が、教育委員会としてはこうなんですけどどうですかと言っている、それは町の考え方として通らないかもしれないので、ただ教育委員会としては勉学をする姿勢、そういったものに、さっき言われたように目的に沿うような形で考えていくのは当然のことだというふうに思うんですね。

○委員（後藤眞琴）　当然過ぎるほど当然で、この問題はそんなに性急に決めるものではないと思いますね。

○教育長（大友義孝）　そうですね。奨学資金の関係では、いろいろな自治体で、例えばその町村に残っていただくのであればそれを免除するとか、いろんなことがあるようですのでね。

○委員（後藤眞琴）　それはどこにもあって、僕は学生指導、僕が借りていたときは育英会だったので、今は学生支援機構という名前で、これを見たら、個人情報がすごいですね。僕は銀行からお金を借りたことがないんだけど、あるいはサラ金にあるような催促、個人情報をここでやっている。町が押さえているものを見るのを許可してくださいという文なんですよね。

○教育長（大友義孝）　町にあるものを。

○委員（後藤眞琴）　うん。そして、保証人が例えばほかのところにいたら、町が押さえている、それを見たら分らないことがあるんですよ。

○教育長（大友義孝）　あるでしょうね。

○委員（後藤眞琴）　だから、それをわざわざ誓約書の中に入れさせるようなまねはしないで、先ほど教育長さんが述べましたように、本当に困っている方に、それから佐藤委員さんがおっしゃったようにできるだけ、何というんですか、借りやすいようなもの。これ僕も関わってきていて、全然分からなかったの。こういうものがありますよとどういうふうにお知らせしているのかね。

○教育長（大友義孝）　いろいろとこの問題については話はどんどん尽きないと私は思うんです

が、といたしますのも奨学資金だけじゃなくて就学援助資金なんかについても同じなんですけれども、そういった部分にも関与することなので、教育行政としてお金の部分についてはあまり触れることはないんですね。もっぱら地方自治法では180条の6で委員会は財務的には

しないということになっているわけです。ただ、考え方は示していけばいいんですよ。だから、そういった部分にこういうふうにしてほしいんだというふうな要求はできるということです。だから、それを委員の皆さんと考えていきましょうということが趣旨だと思うんです。

○委員（後藤眞琴） 行政というか法律にもそういうお金に関するものは町長と相談するとかいうふうな項目があるんですね。ですから、教育委員会で協議する場合には、町長の意向を付度する必要はないんですね。教育委員会ではこういうふうに考えますと、こういうことになりました、よろしくお願ひしますと、これはあくまでもお願ひということなんですね。

○教育長（大友義孝） そうですね。

ということで、議案第33号については継続審議ということにさせていただきますよろしいでしょうか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） では、そのようにさせていただきます。

それで、足りない資料を準備等々して、あともし中身の精査が必要であればそのときは委員の皆さんとご相談申し上げるということにさせていただきたいと思います。ありがとうございました。

協議事項

日程 第18 美里町心身障害児就学指導審議会への諮問について

○教育長（大友義孝） それでは、協議事項に入ります。

日程第18 美里町心身障害児就学指導審議会への諮問について。

はい、伊藤先生、お願ひいたします。

○特別支援教育専門員（伊藤 淳） 別紙の資料になりますので、ご覧ください。

既にお目通しいただけたかと思ひます。

12月に2名、第1回目の審議会につきまして追加ということでお話をいただきましたが、今回もう1名、1月22日に該当のお子さん、病院の検査を受けまして、その結果を受け

て、親御さんも心配になって、特別支援学級のほうがいいんじゃないかといった学校と委員会との合意がなされまして、今回上がってきました。

この件につきまして、美里町の就学指導審議会に諮問するかどうかを協議いただきたいと思います。

○教育長（大友義孝） ここに協議案件として上げさせていただいたのは以上のおりでございますが、今伊藤先生からお話のような形で諮問させてもらうことでよろしいでしょうか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） では、そのように手配をお願いいたします。

○特別支援教育専門員（伊藤 淳） なお、資料等は回収いたしますので、お帰りに机上に残していただきたいと思います。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

日程 第19 令和3年度美里町の教育の策定について

○教育長（大友義孝） では、次に日程第19 令和3年度美里町の教育の策定について、先ほど阿部先生からお話をちょっとだけいただきましたが。

○学校教育専門指導員（阿部 毅） 今回出させていただいたものを、令和2年度を別にした形、そういうことで参考に出させていただいている状況です。現在、来期の美里町教育振興基本計画の策定が進行中ということですので、こちらの特に前段の部分は整合性等を取りながら調整させていただいて、次回ご提案させていただくというふうな形にさせていただきたいと思います。

全体の目次を掲げましたけれども、何か一見してご意見等あればお聞きさせていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○教育長（大友義孝） 分かりました。

今、先生の説明のとおり、美里町の教育振興基本計画の形がちゃんとした形で整えば、これも確定できる部分があるんですけども、まだそこまで至っていないという部分があるので、今現在考えている部分、赤の文字で示させていただいておりますけれども、全体を通して今こうしたほうがいいんじゃないのという部分があったらお伺いしておきたいということでございます。何か今の時点でありますかね。

○委員（後藤眞琴） 今先生がおっしゃったように、第2期美里町教育振興基本計画に基づいて「美里町の教育」ということを作成していくと。令和2年度は前の美里町教育振興基本計画に基づいてつくったものですので、よろしく願いいたします。

○学校教育専門指導員（阿部 毅） はい。

○教育長（大友義孝） 今後藤委員からも言われましたので、それが確定して、ちゃんと整合性が取れるような形。ただ、1枚物で各学校の紹介が載るんですけども、これを見ているとダブっている部分が結構あったんですね。そういったところを少し分かりやすくと言ったほうがいいんですかね、そういった形にちょっと体裁を整えようということも考えておりますので、次回あたりにはちゃんとした形で見ていただけるように提案させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上でこの議案についての協議は終了ということにさせていただきます。

○教育長（大友義孝） 次に、日程20ですが、人事案件でございますので秘密会にしたいと思っておりますけど、いかがでしょうか。

○各委員 「異議なし」の声あり

○教育長（大友義孝） では、秘密会ということにさせていただきたいと思っております。

○教育長（大友義孝） では、公開の会議に戻します。

日程 第21 美里町新中学校整備等事業について

○教育長（大友義孝） では、日程第21 美里町新中学校整備等事業について、お願いいたします。

教育次長、お願いいたします。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） 今日は、時間も大分たっておりますので、早急な検討議案ではないので、概要だけ説明させていただきたいと思っております。

まず、協議の前にご報告をさせていただきたいと思っておりますけれども、現在、新中学校等整備等事業ということで、建設課主体で行っておりますが、若干遅れているところがありまして、

手続としては約1か月程度遅れるのではないかとということで今進めておりました、現在スケジュールを最終調整しておりますので、来月にはある程度契約までのスケジュールですね、そういったものも示せると思いますので、次回その関係をお示しさせていただければというふうに考えております。

あと、資料の2として今後の協議事項ということで、これまでもいろいろと口頭ではこれからやっていかなければならないということでお話ししておったんですが、やはり今後具体的に協議を進めていただく必要がございますので、ここに3点ほど上げてございます。中心となるものということでございますが、まず新中学校開校準備委員会の設置ということで、コロナ禍ではありますが、今後人選ですね、あとはスケジュール、あと事務局のほうで検討していただくための資料ですね、あと全ての委員が集まる会議になりますと30人を超えるということにもなりますので、恐らく現時点では一堂に会して会議を持つということが不可能ではないかなと思っておまして、まずはスケジュールをお示ししたり、資料をご提供したり、そういうことを重ねながら、コロナの状況を見ながら実際の会議については開催していくというような、現段階では事務局ではそのような考え方を持っております、そのあたりを整理いたしましたら、また皆様にこういう形でいかがということで、ご協議いただいて、それで進めさせていただきたいなと思っております。当面、人選のほうを事務局で案というか、いろいろ当たりながら進めたいなというふうに思っているところでございます。

続きまして、(2)30人未満学級及び少人数指導ということでございまして、前に少人数指導について後藤委員のほうから内容がこういうものだというような説明もございましたので、そういう内容と、あと教育長からもお話ありましたけれども、どういう教科の先生になるんだとか、細かい部分ですね、こういう部分の協議もまだしていないということでございますので、ちょっと私もこら辺は全く分からない部分があるのですが、いろいろと調べながら、あと教育長なり委員の皆様とご相談させていただきながら、協議していただくような、協議として上げられるように準備をしたいなと思っておりますので、ちょっとお時間をいただきたいというふうに考えているところでございます。

あと、(3)田圃の中学校ということで、大分前に構想として、本当に大まかなものを上げているところではございますが、これにつきましても名称ですね、あとはその内容、そういうものを整理した上でご提案したいなと。これは開校準備委員会とも関わってくることで、事前の教育委員会としての整理というか、そういう部分をやらせていただきたいということでございまして、本日につきましてはこういう形で今後進めさせていただきたいということで、

ご理解いただきたいなというところでございます。

以上でございます。

○教育長（大友義孝） 今報告という形でいただいたものと今後の協議のお話がありました。

この場で特にはいいですね。今後やっていくということで、確認ということで。はい、どうぞ。

○委員（後藤眞琴） この（２）（３）をみんなで協議するときには、アイデアコンテストにおいて子供たちにどんな学校がよろしいですかということも聞いたりしておりますよね。教育委員会でもこの（２）（３）を協議するときには、どんな学校にしたらいいのかということ踏まえて、じゃあ３０人未満学級はこういうふうにしたらいいね、少人数指導にするときにはこんなふうにしたらいいねと。それから田圃の中学校というのは、この名前なんかこのままでいいのか、どんな学校にするかということ踏まえてね、そういう基本的なことを踏まえながら考えていくということをやっただけであればありがたいと思いますので、よろしく願います。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。そうですね。大切なところですね。こういうふうな形で住民の皆さんにも説明してきているし、保護者の皆さんにも説明してきている。だから、具体的にじゃあどんな学校をつくりたいのというふうなところにつながるの、いろんな案を出しながら進めていければというふうに思います。委員の皆さん、よろしく願います。

併せてこれだけの協議をする場というのが、委員会の定例会でやっても時間が、普通の会議をやってもこれだけ時間がかかるんだから、これをやったら８時とか９時になっちゃうよね。何かしら委員会としてのやり方も協議して、考えなければならない必要があるね。

では、すみません、そういうわけで、よろしく願います。

日程 第２２ 美里町学校給食費について

○教育長（大友義孝） では、最後になりますか、協議事項の最後です、日程第２２、美里町学校給食費についてでございます。

教育次長、お願いします。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） それでは、資料に基づきまして説明をさせていただきたいと思います。

前回、就学援助の資料、町の保護者向けの資料をお出しさせていただいて、十分な資料をお出しできなかったのが、次回お届けして協議いただくということにしておりましたので、資料のほうをお配りさせていただいております。

内容についてはご覧いただいたと思いますが、まず文部科学省の資料ですね、就学援助制度ということで、その制度の内容を書いたものを添付しております、あと文部科学省でも就学援助に対していろいろ実施状況等々について調査をしておりますので、その辺の資料もおつけしております、参考データとしてこれまでの流れとか、各県の生徒数とか、そういうものがついているものでございます。

それで、22ページでございます。

美里町の就学援助費の支給要綱ということになっておりまして、これに基づいて支給をしているというところになっております。

25ページ、26ページでございますけれども、別表というのがございまして、これで就学援助費の内訳ということで、美里町においてはこの対象経費について援助をしているというような状況になっているというところでございます。

進んでいただきまして、33ページの次に、下に1となつてございます。「子どもの貧困」と就学援助制度の動向」ということでございます。

もともとこの関係につきましては議会からの給食費に対する提言ですね、給食費の助成という部分からこういう形で進んできておるんですが、私のほうでは給食費も入って全体的なお話を今させていただいておりますけれども、ちょっとだけこの説明をさせていただきたいというふうに思っております。

お読みいただいたとは思うのですが、私のほうから簡単に、まず4ページでございます。

もともと要保護と準要保護、こちらについて国費で援助しておったのですけれども、4ページに書いてございますけれども2005年度に国庫補助金が廃止されて、これは準要保護の部分ですね、一般財源化された。交付税措置をしますよというふうになってございます。交付税措置というのは、算定基準がございまして、それに基づいてこれぐらい見えていますよというところなんです、やはり実際に幾らと決まったお金が来るわけではなく、こういうふうに見ておりますよというものでございまして、実際は幾ら来ているかというのはなかなかしっかりとした数字は分からないのですが、もともと補助であったものが一般財源化されたというようなところでございまして、その部分につきましては市町村の裁量で、就学援助につきましては教育委員会が管轄するというところになっておりまして、教育委員会のほうでその内容について

はある程度協議して決めているというふうなところであるというふうに思っております。

5ページでございますけれども、就学援助給付費目ということで、これらのものが援助費目になっていると。

その下が教育扶助と就学援助の関係ということでその表がありまして、こういう中身になっておりますが、めくっていただきまして、生活保護の部分、要保護の部分につきましては国のほうで賄っております、一律なものでございますけれども、準要保護の部分につきましてはこれは市町村についてばらつきがある。

7ページでございますけれども、これの中にあります例えばコンタクトレンズ代とか卒業アルバム代とか、独自にそういうものを追加して支給をしているところもありますし、あとは生徒会費とかPTA会費ですね、こういうものについては支給していない市町村もあるということで、我が町においては2010年度から新たに費目に加わったクラブ活動費とか生徒会費とかPTA会費ですね、こういうものについては今のところ見ていないというような状態になっているのかなというふうなところでございます。

ずっと進んでいただいて、26ページになります。

これが2017年度のものでございますが、区分がずっとございまして、こういうものに支給されていると。そして、対象費目がこういう内容で、小学校であれば金額が幾ら、中学校であれば金額が幾らというようなもので載っているものでございまして、これが対象になっているということでございます。

その次の27ページでございますけれども、図表15というものがございまして、「認定基準の主なもの」ということで載っております。ここの矢印が出ている部分ですね、ちょうど真ん中の部分、「生活保護の基準額に一定の係数を掛けたもの」と、こういう基準を持っているところも結構ございまして、ただ美里町においてはこの基準は持っていないというところでございます。そして、矢印がこう下がっております、「自治体における基準の倍率」というのがありまして、それぞれ生活保護の基準額に1.1倍以下がどれぐらいある、例えば1.2倍以下がどれぐらいあるというものを示したものです、全体で1,260自治体数ということで書いてございます。

このようなどころを見ていくと、ちょっと給食費からはずれてしまうのですが、やはり貧困というか、家庭の経済的支援ということを考えますと、こういう部分をしっかりと協議いただく必要があるのではないかと。給食費のことで協議が始まっておるのですが、私のほうでも改めて資料を見させていただくと、やはりいろんな改善点とか、当然教育委員会だけでできる

ことではないので、町長部局と連携してということになると思うのですが、こういうことをしっかりと教育委員会の中でご協議いただいて、そしてある程度方向性を定めながら、検討とかご協議していただければよろしいのではないかなというふうに思っているところでございます。

簡単ではございますが、以上で説明とさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○教育長(大友義孝) 今資料を出していただいて、学校給食費から始まっているんだけど、学校給食費だけにとどまらないということなんですよね、中身はね。だから、もうちょっと就学援助費という部分に関して教育委員会として、さっきもいろいろ意見を頂戴した部分と同じような形で、これも継続で、こういうのが望ましいという形にしていかなくないと思うので、継続協議をさせていただきたいなというふうに考えるんですけども、いかがですかね。

というのは、流れは私が知っている限りでは今次長から説明があったように、2005年というのは平成17年だったような気がするんですけど、美里町になる直前に就学援助の関係で合併協議会の中でいろいろ話をした経過があるんですよ。というのは、国の制度が補助金が廃止されるということになって、続けるのかどうかという一つの選択肢があったんですけども、それはやっぱり生活に困っている人たちの子供たちに対する部分だったら続けるべきだというようなことがあって、継続した経過があったと思うんです。ただ、その後いろいろな制度改正を踏まえて、PTAの会費やら何やらという部分まで拡大されてきているんですよ、実際。そういったところを、うちのほうの要綱というかな、その部分にはまだ入っていない部分があるので、そういったところも拡大していかなきゃいけないのかなと。

それから、さっき言われたように、要保護はいいんですけども準要保護の部分の扱いをどの基準にするかというのもやっぱり再考する必要があるだろうと。今現在どれぐらいなのかというと、要保護については国から来る部分なので、100万円未満ぐらいなんですよ、全体的な人数的な部分を見ても。ただ、準要保護の部分については約1,500万円～約2,000万円ぐらいなんです、町で直接交付しているのは。それはさっき交付税の算定になると言ったけど、実質はないものというふうに見て私はいいと思うんです。だから、それをどういうふうな基準、今の基準で言えば準要保護だと住民税非課税世帯ということになっているから、そういうくくりでいいのかなというところもあるのね。それで、いい案をこっちで提案させていただきながら、検討していきたいなというふうに次長といろいろお話ししておったところなんです。そういうことにさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

ます。

何か委員の皆さんからお話があれば。はい、どうぞ、後藤委員。

○委員（後藤眞琴） 僕も恥ずかしいことなんですけど、前回の定例会のときに、給食費の補助というものが準要保護の方々に、この就学援助の中に入っている、そういう意識が全然なかったことと、それから準要保護に対しては国が2005年以来やめて、町、しかも教育委員会の管轄、こういう意識が全然、勉強不足で欠けていて発言していたので、議事録読んだら本当に恥ずかしい思いなので、勝手な思い込みで発言をしてどうも申し訳ありませんでした。

それから20日間ほどかけて勉強しました。それで、今次長さんと教育長さんがお話したようなことが理解できた次第ですので、これからよろしくお話ししたいと思います。

そういう中で、子供たちの学力というのは今までの校長先生の話では家庭環境と大いに関係があるんだと思うんです。ですから、要保護は生活保護を受けている家庭ですので、国が2分の1を補償してくれる。準要保護が大事なことだろうと思いますので、この人たちを多くするように、教育委員会で考えていかなきゃならないんでないかなというのを、勉強して痛感しております。これから次長さん、教育長さん、よろしくお話しします。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

就学支援制度は、今4項目あるんです、くくりとして。1つは今先生言われたように要保護、要保護というのは生活保護世帯で、準要保護世帯、それから特別支援給付があるんですね、そういうふうな世帯、それから被災児童生徒支援金というのがあって、これは震災関係で家庭に影響を与えているという、その4項目があって、いまだに被災児童支援制度というのは、うちのほうはなくなってきましたけれども、まだ続いているところがあるんですけれども、先ほど言ったように全体で準要保護だけで200人とかを超えるんです、毎年。これが小学校、中学校だけじゃなくて幼稚園にも及んでいますので、そのところも含めて、ぜひそういった世帯を救済と言うのはおかしいかもしれませんが、就学のための援助としてやればと思いますので、よろしくお願いいたします。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） すみません、忘れる前に、先ほどGIGAスクールの関係で、インターネットの環境がないご家庭の話がありましたけれども、やはり調査が必要だと思うのですが、例えば通信費とかそういうもので準要保護の部分というんですかね、救えるようなところももしかするとあるのではないかなと。費目として通信費ということで入れられれば、わざわざ補助を出すとか、町でやるというよりは、その中に組み込んでしまえばそれで補助になりますので、そういうところも含めてご議論いただければ

などと思います。

○委員（後藤眞琴）　そういうときに、資料をよろしくお願いします。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎）　分かりました。

○教育長（大友義孝）　ありがとうございました。

その他

○教育長（大友義孝）　では、もう少しだけお付き合いください。

　その他案件が5つほどあるんですけれども、1つは行事予定、ご覧いただいたとおりでございます。

　また、小学校、それから幼稚園の入園式ですね、こちら案としてお示しをさせていただきました。今のところ、コロナの関係はあるんですけれども、卒業式と同じような状況で今考えております。今後の状況によってはもっと縮小するかもしれませんが、それで委員の皆さんにこのように事務局案として出させていただいたわけですが、都合の悪いところとか、何かございますか。

○委員（後藤眞琴）　申し訳ありませんけれど、勝手なあれなんですけど、不動堂中学校が佐藤キヨさんと僕なんですけれど、佐藤委員は木曜日午後は予定が入っていることを承知の上なんですけれども、欠席させていただきます。

　同じように留守委員、ふどうどう幼稚園なんですけど、これもよろしくお願いします、欠席させていただきます。

　それから、大森さんが中卒小学校で、僕青生小学校なんですけれど、中卒と交換していただければありがたいんですけれども、どうですか。

○委員（大森真智子）　それに伴ってなんですけど、息子が不動堂小学校で入学でして、なので教育委員会の席には座って、そちらで出席はするので、なるべく不動堂小学校に私が行きたいなというのがありまして、それをするとどうでしょうか。

○教育長（大友義孝）　不動堂小に大森さんが行ってもらって、青生小に留守先生、いいですか。

○委員（留守広行）　はい。私青生小学校。

○教育長（大友義孝）　はい。後藤先生に中卒に回ってもらって。

○委員（後藤眞琴）　どうもありがとうございます。

- 委員（大森真智子） すみません。ありがとうございます。
- 教育長（大友義孝） そして、佐藤委員さんは小牛田小でいいですか。
- 委員（佐藤キヨ） はい。卒業式も出席だったんですけど、いいですか。
- 教育長（大友義孝） いいんじゃない。私も同じなので。対象者が違うからね。
- 委員（佐藤キヨ） でも校長先生同じです。
- 教育長（大友義孝） 同じだけど、子供たちが違うから。
- 委員（佐藤キヨ） はい。
- 教育長（大友義孝） 俺もそう思ったんだけどね。私も同じなんですよ。小牛田中学校に行っ
て、南郷小学校だから、同じなのさ。ただ、考えてみると子供たち違うよなと思っていたので
ね。佐藤委員、じゃあ私と取り替えますか、小牛田中学校と南郷小学校。
- 委員（佐藤キヨ） いいです、小牛田小で大丈夫です。
- 教育長（大友義孝） はい。じゃあ小牛田小を佐藤委員にお願いします。それから不動堂小学
校は大森委員、北浦小学校には佐藤教育次長、お願いします。中塚は後藤委員にお願いし、青
生については留守委員ですね。あと南郷小には私が行くと。
- では、中学校のほうについてですが、不動堂中学校は佐藤委員のみでということをお願いし
ます。
- 委員（佐藤キヨ） はい。
- 教育長（大友義孝） あと、南郷中学校はお二人、いいですか。（「はい」の声あり）
- では、お願いします。
- それから、4月9日になりますが、こごた幼稚園は私が行く、ふどうどう幼稚園は留守委員
ですね。
- 委員（留守広行） はい。
- 教育長（大友義孝） なんごう幼稚園は2人でいきますか。前回佐藤委員になんごう幼稚園に
行ってもらったんでなかったっけか。
- 委員（佐藤キヨ） はい。
- 教育長（大友義孝） そうですよ。大森委員は大丈夫ですか。
- 委員（大森真智子） はい、大丈夫です。
- 教育長（大友義孝） 大森委員1人でいい？2人で行く？
- 委員（佐藤キヨ） 1人でいいのなら……。
- 委員（大森真智子） 私はどちらでも。

○教育長（大友義孝） じゃあ大森委員、お願いします。

○委員（大森真智子） はい。

○教育長（大友義孝） では、そういうことで小学校、中学校、幼稚園の入学式、入園式、お願いします。

あと、町長部局のほうからまた1人ずつ出してもらうようにさせていただきますし、あとメッセージ方式を考えてたんですけど、それでいいですね。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） お願いいたします。

続いてですが、地震発生に伴う美里町教育委員会が所管する教育施設の被害状況について、教育次長よりお願いします。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） 私の方から報告します。

3月20日に発生しました地震につきましては、発生当日に本部会議として集まり、状況報告云々と対応し、翌日21日に職員が各施設を点検しました。大きな被害はなかったということですが、細かい箇所があるので、引き続き現場と連携しながら対応してまいります。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。委員からのご質問はありますか。

そのような状況で報告をさせていただきたいと思います。

それから、4月の臨時会と定例会の関係なんですけれども、臨時会の関係については今美里町の教育振興基本計画のパブリックコメントをやっておりまして、それが募集をかけて上がってくるのが4月16日頃、金曜日なんですけれども、その頃を開ければなというふうに考えていたんですけど、4月16日っていかがですか、委員の皆さん方。（「大丈夫です」の声あり）

どうしましょう。午後からでもいいですか。

○各委員 「はい」の声あり

○教育長（大友義孝） じゃあ4月の臨時会、4月16日金曜日13時30分ということにさせていただきます。

○委員（後藤真琴） これは臨時会ですか。

○教育長（大友義孝） ええ。美里町教育振興基本計画のパブリックコメントをもらって、その調整作業をして、確定していくということになると思います。これを基本でやりたいと。

あと、定例会ですが、今の日程的に見ると26日の週かなと、最終週かなと思っていたんですが、どうしましょう。大森委員、火曜日、水曜日だね。

○委員（大森真智子） はい。

- 教育長（大友義孝） それから佐藤委員が木曜日だから、自動的に月、金なんですよ。
- 委員（佐藤キヨ） 昭和の日だから、休みですね。
- 教育長（大友義孝） もちろん29日は休み。
- 委員（佐藤キヨ） 皆さん休みだからね。
- 教育長（大友義孝） じゃあどうでしょうか。26日だといいのかな。
- 委員（後藤眞琴） 月曜日ですね。
- 教育長（大友義孝） 月曜日。どうでしょう。事務局はどう、26日。
- 教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） 私大丈夫です。
- 教育長（大友義孝） あとは後藤委員と留守委員、どうですか、26日。（「大丈夫です」の声あり）

じゃあ26日の午後1時30分、13時30分、ここでということにさせていただきたいと思います。

それで、委員の皆さんにちょっとお諮りさせていただきたいんですけども、年間の定例会の予定表をちょっと作ってみようかなと思っているんです。恐らく月曜日か金曜日にできる限り入れる形で作っておいて、そして都合が悪ければ、次の会議はこの予定ですけど皆さんいいですかと確認して、都合が悪ければ移動をかけると。でも、年間の日程表があると組み立てやすいのかなというふうに思いますので、そういうふうにさせてもらっていいですかね。

- 各委員 「はい」の声あり

- 教育長（大友義孝） じゃあそのようにちょっと作ってみて、次回皆さんにお示しするという
ことで、お願いしたいと思います。（発言あり）

そうですね。私もそのほうがすごく都合がよくて、美里町の教育委員会が入ったから大崎広域の教育委員会は今週は駄目だって言いますので。そうすると予定した時期と違った日になったりなんかしているんですけど、年間があると楽だなというふうに。お願いいたします。

ということで、全体的な部分は以上で終わりですが、はい、どうぞ。

- 委員（後藤眞琴） 宣誓式はお二人で、教育委員は出なくても大丈夫ですか。

- 教育長（大友義孝） 委員さんには出てもらわなきゃない……。 （発言あり）

2日。あれ、教育委員さん入ってない。

- 委員（後藤眞琴） 入ってない。だから、教育長さんこれ僕たち出なくてもいいようにしてく
れたのかなと。

- 教育長（大友義孝） いやいや、そういう意味ではなくてですね、宣誓式は委員さんたちに新

しく来る先生の姿を見てもらいたいのです。まあ何としても都合が悪ければね、それで構いません。都合悪いですか。

○委員（大森真智子） 大丈夫です。

○教育長（大友義孝） 佐藤委員はどうですか。

○委員（佐藤キヨ） 今のところ大丈夫です。

○教育長（大友義孝） 留守委員は大丈夫ですか。

○委員（留守広行） 大丈夫です。

○教育長（大友義孝） 後藤委員は駄目ですか。

○委員（後藤眞琴） はい、ちょっと都合があつて。

○教育長（大友義孝） 分かりました。

はい、お願いします。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） すみません、遅くなってあれなんですけど、今お手元に、「案」をつけてないんですけど案文でございまして。それで、まちづくり会議の代表のほうから話があったのですが、コロナが大分感染拡大しているという中で、やはり開催することについてはいかがというようなところもありまして、開催について延期をしたほうがいいのかというふうに考えておりまして、今県のほうでも緊急事態宣言が出されているところがございますので、基本的にはそれが解除された後に調整の上、開催ということにさせていただきたいなということございまして、いずれまちづくり会議のほうでも、説明をする際に口頭だけではいけないので、ある程度文書も必要であろうというところもありまして、事務局のほうで案文をつくらせていただいて、もしこういう内容でよろしければ本日お出ししたいなというふうに思っております、それでまちづくり会議からはぜひ皆さんおそろいのところでお話をしたいというところで話がありまして、ちょっと先になるかもしれませんが後日日程を調整させていただいた上でということで、お願いしたいというところがございます。

○教育長（大友義孝） うちのほうから延期したほうがいいって、延期させる……。一応文書を出して、そして延期をしたほうがいいのかということですよ。

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） はい。

○教育長（大友義孝） よろしいですよ。

○各委員 「はい」の声あり

○教育次長兼教育総務課長兼学校教育環境整備室長（佐藤功太郎） ではこのような形で、直前

ではございますが、出させていただきますと思います。

○教育長（大友義孝） ありがとうございます。

では、いろいろ協議案件やら審議事項、その他案件、すごく時間がかかってしまいました。申し訳ございませんでした。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって令和3年3月教育委員会定例会を閉会いたします。

大変お疲れさまでございました。

午後6時04分 閉会

上記会議の経過は、事務局教育総務課が調整したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名いたします。

令和3年4月26日

署名委員

署名委員
